

第 3 回 座間味村議会定例会

第 1 日 目

9 月 17 日

平成27年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年9月17日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成27年9月17日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成27年9月17日 午後5時00分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	宮 平 清 志	2 番	宮 平 讓 治
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	会 計 課 長	野 崎 進
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	教 育 長	中 村 光 男	教 育 課 長	中 村 悟
	政 策 調 整 監	宮 平 真由美		
	総務・福祉課長	宮 平 壮一郎		
	産 業 振 興 課 長	垣 花 健		
	観 光 船 舶 班 参 事	大 城 忍		

平成27年第3回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成27年9月17日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（認定第1号～認定第8号まで）
7	認 定 第 1 号	平成26年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について
8	認 定 第 2 号	平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
9	認 定 第 3 号	平成26年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
10	認 定 第 4 号	平成26年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	認 定 第 5 号	平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	認 定 第 6 号	平成26年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	認 定 第 7 号	平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
14	認 定 第 8 号	平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
15	同 意 第 2 号	座間味村副村長の選任について
16		提出議案の説明（議案第43号～議案第56号まで）
17	議 案 第 4 3 号	平成27年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について
18	議 案 第 4 4 号	平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
19	議 案 第 4 5 号	平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
20	議 案 第 4 6 号	平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について
21	議 案 第 4 7 号	平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
22	議 案 第 4 8 号	平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
23	議 案 第 4 9 号	平成27年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
24	議 案 第 5 0 号	平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
25	議 案 第 5 1 号	座間味村家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例の制定について
26	議 案 第 5 2 号	座間味村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
27	議 案 第 5 3 号	座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
28	議 案 第 5 4 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日 程	議案番号	件 名
29	議案第55号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
30	議案第56号	座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について
31	報 告	(報告第2号平成26年健全化判断比率の報告から報告第5号地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況についてまで)
	報告第2号	平成26年度健全化判断比率の報告について
	報告第3号	平成26年度資金不足比率の報告について
	報告第4号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について(二一・ざまみ)
	報告第5号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について(沖縄県町村土地開発公社)
32	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について
33	発議第6号	「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」について
34	発議第7号、8号	(座間味村議会会議規則の一部を改正する規則及び座間味村議会傍聴規則の一部を改正する規則)
	発議第7号	座間味村議会会議規則の一部を改正する規則について
	発議第8号	座間味村議会傍聴規則の一部を改正する規則について
35	発議第9号	県産品の優先使用に関する決議について
36		議員派遣の件について

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成27年第3回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 宮平清志議員及び2番 宮平讓治議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの2日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から9月18日までの2日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りした報告のとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成27年6月16日～9月17日まで

- 6月23日 戦後70年沖縄全戦没者追悼式（平和祈念公園）
- 6月24日 例月出納検査（平成26年度5月分）
- 6月25日 例月出納検査（平成27年度5月分）
- 6月30日 南部地区市町村議会議長会 管内離島行政視察研修並びに臨時総会（南大東村）
- 7月 1日 南部地区市町村議会議長会 管内離島行政視察研修並びに臨時総会（南大東村）
- 7月16日 平成27年第4回座間味村議会臨時会
- 7月17日 県産品奨励月間要請行動
- 7月21日 平成27年度地方自治功労関係栄典事務担当者会議
- 7月24日 南部地区市町村議会議長会（県農林水産部との行政懇談会）沖縄ハーバービュー
- 7月29日 例月出納検査（平成27年度6月分）
- 8月 2日 伊江村民収容地訪問感謝の集い（慶留間島）
- 8月 7日 第42回沖縄県介護保険広域連合議会全員協議会（介護保険広域連合会議室）
- 8月11日 沖縄県町村議会正副議長研修会（ちゃたんニライセンター）
- 8月18日 沖縄県介護保険広域連合議会定例会（介護保険広域連合会議室）
- 9月 1日 平成26年度決算審査（9月1日～4日まで）
- 9月 7日 例月出納検査（平成27年度7月分）
- 9月10日 全員協議会
- 9月12日 慶留間小中学校運動会
- 9月17日 平成27年第3回座間味村議会定例会
- 9月18日 平成27年第3回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうからあしたまで、9月定例議会いろいろと提案させていただきました。よろしくお願いたします。

平成27年第3回座間味村議会9月定例会行政報告でございますが、お手元にお配りしたとおりでございます。朗読は省かせていただきます。

行 政 報 告

平成27年9月17日

平成27年第2回座間味村議会定例会（平成27年6月15日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

平成27年6月16日	芝高等学校 入村式
6月17日	総合通信事務所無線通信課長来訪
〃	座間味偕生会 安里理事長来訪
6月18日	座間味老人クラブ総会
〃	西武台高等学校 入村式
6月19日	稲崎園地施設完成記念式典
〃	1区町村長会議
6月22日	沖縄県漁業信用基金協会 通常総会
〃	環境省那覇事務所あいさつ
〃	平和のトライアングル メッセージ伝達式（糸満）
〃	植田所長送別会
6月23日	沖縄全戦没者追悼式（糸満）
〃	平和の灯&ピースコンサート
6月24日	キリン関係記者会見（県庁）
〃	那覇警察署 表敬
〃	離島フェア開催実行委員会 総会
〃	沖縄吉本 あいさつ回り
〃	全国離島通常総会・視察報告会
6月26日	南部土木事務所 所長表敬
〃	平和未来PTとの打ち合わせ
〃	アースウィング宮里氏 表敬
〃	沖縄県消防通信指令施設運営協議会 局長他2名 表敬
6月27日	第4回マリリンカップ
6月28日	第16回サバ二帆漕レース
6月29日	県空港課課長 面談
〃	南部市町村会定例総会
6月30日	沖縄総合事務局 尾澤次長、開発建設部総務係長 表敬

平成27年7月	1日	防衛局 局長面談（慶良間空港関連）
	7月 2日	沖縄防衛局 辻管理部長 来訪
	〃	米国独立記念日式典祝賀会
	7月 4日	第38回ヨットレース
	7月 5日	東京・茨城出張
	7月13日	沖縄県町村会総会 町村長視察研修（久米島）
	7月14日	民生・児童委員委嘱状交付
	7月15日	船舶建造計画等検討委員会
	7月16日	第3回臨時議会
	〃	那覇自然環境事務所 西村所長着任挨拶
	7月17日	ICT地方創生サミット in 沖縄パネラー
	7月18日	県内ICT施設視察
	7月22日	阿嘉島ビジターセンター運営負担金に関する要請
	7月23日	株式会社二一・ざまみ定期株主総会
	7月24日	なんぶトリムマラソン大会実行委員会総会
	〃	「海の日」海事関係功労者表彰式典
	〃	県農林水産部・南部市町村との行政相談会
	7月30日	ヨットレースお礼回り（本島内） ～31日
	7月31日	沖縄県町村土地開発公社理事会
	〃	沖縄県地域振興対策協議会総会
	〃	沖縄県国民健康保険団体連合会総会
	〃	沖縄県介護保険広域連合運営会議
	〃	沖縄県介護保険広域連合及び西原町第2回事前協議会
	8月 2日	伊江村民収容地訪問感謝の集い
	8月 3日	あか納涼祭り実行委員会 表敬
	8月 4日	孺恋村入村式挨拶
	8月12日	第2回沖縄県地方創生推進会議
	〃	県港湾課 我那覇課長他 来訪
	8月13日	環境整備課日帰り視察
	8月17日	沖縄气象台 次長他2名 表敬
	〃	那覇市南風原町環境施設組合 協議会
	8月18日	近代映画社 細谷氏 表敬
	8月24日	フェリー建造起工式（大分県佐伯市）
	9月 1日	第3回沖縄県地方創生推進会議
	〃	沖縄県離島海運振興株式会社 取締役会
	9月 2日	沖縄県名古屋情報センター芦谷氏来訪
	9月 3日	地方創生シンポジウム
	9月 5日	あか納涼祭り
	9月 7日	JTB フランス旅行代理店視察
	9月 7日	琉球大学依頼 観光インタビュー

平成27年9月11日	那覇港管理組合との意見交換会
〃	とまりんフェスタ2015 オープニングセレモニー
9月12日	慶留間小中学校運動会
〃	ざまみ島祭り
9月14日	法務局表敬現地指導（現地調査：アリメ）
〃	県企業局意見交換会（水道広域化）
9月15日	沖縄県生産性本部 岸本氏来訪
〃	ジャンボツアーズ 谷村氏他5名 来訪
9月16日	離島体験交流事業 玉城小学校来村

○ 議長（宮里祐司）

これで行政報告は終わりました。

日程第5. 一般質問を行います。

順番に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

皆様、お疲れさまです。今月でようやく1年になりましたが…、まず初めに、座間味村海域安全パトロールについてお聞きします。2014年3月5日に国立公園に指定され、ケラマブルーの透明度の高い海を楽しみに、多くの観光客が本村を訪れ、ことしの夏も多くの観光客で賑わいを見せていますが、本村の各ビーチ西側、古座間味、阿真ビーチと本村の受け入れ体制についてお聞きしたいと思います。まず確認なのですが、本村の海水浴場として利用の多いこの3カ所のビーチ、法的にライフセーバーの配置等、監視員の配置の義務づけがあるのかどうかお聞きします。よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

ただいまの譲治議員の質問にお答えします。現在、ビーチとしては村があくまでも指定しているのは阿真ビーチの1カ所になっています。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

法的に、そういうビーチの配置・義務づけがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

法的にといいますか、そこら辺はまだ調べていないので、済みませんがまた後で報告したいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。では調べて報告をお願いします。私が考えるに、要は村のサービスの1つとして、皆の安全を守るために配置業務を村が委託して、サービスの1つとして行っているのかなと思っているんですが、本村の発信として「ケラマブルーの透明度の高い海、世界が恋する海」をキャッチフレーズに、本村の海域、海浜の利用者は国立公園指定後、さらに増加傾向にあります。訪れる観光客、利用者が安心して楽しめる体制が実際にとれているのか、村内各ビーチの管理・監視体制についてお聞きしますが、国立公園指定前と指定後の体制についてお聞きします。以前、本村は大阪ライフセービング協会に業務を委託し、それから沖縄ライフセービング協会と業務委託をしていた経緯があったと思いますが、国立公園指定後、これまでの体制とは変わってきたのかなと思うんですが、現在の体制になった経緯について、少しお聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

お答えします。現在のビーチの配置といたしましては、現在、阿真ビーチに2名、古座間味ビーチに3名、ニシバマビーチに2名という形で今配置しております。過去に宮平議員がおっしゃったライフセービング協会との契約なんですけど、なかなか去年、おとしと人材を探すのに大変苦労しまして、沖縄ライフセービング協会にも依頼したところ、人員の配置ができないということで、できていません。今年度に限っては合同会社座間味ビーチパトロールという会社を立ち上げた会社と、今年度はそこと契約に至っています。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。ことしは村内業者に業務を委託したということなんですが、その契約内容を少しお聞きしたいんですが、契約期間等、各ビーチの人員の配置等が契約にうたわれているのかどうかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

契約につきましては平成27年4月23日付で10月31日までの契約期間となっております。先ほども申しましたけど、各ビーチ、阿真ビーチに2名、古座間味ビーチに3名から4名、ニシバマビーチ2名。これまで、どうしても取り組みとしては県条例に基づいた水難救助の有資格者を3日間の講習を2回開催し、その資格を得て配置しています。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。たしか1,200万円という契約金額だと思うのですが、約6カ月近くの監視業務の中で、この金額で実際に万全な体制がとれるのかどうか。しっかりとそのポジションに安全管理を含めた万全な体制で今取り組んでいるのかどうかお聞きしたいんですが、業務委託をしたからといって、役場の担当も丸投げではなく、現場を確認しながらちゃんとしたチェック体制、管理体制が担当課のほうもとれているのかどうかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

確かに丸投げという形で、いつもその合同会社と逐一問題がないか連絡をとってやっています。あと、確かに今現在、各ビーチに水難救助員を配置していますけれども、これからまた人数が少ない部分もありますけど、その分も村で人材確保をしようと考えています。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

ことしのこの体制で、これから先も来年度に向けて、どういう方向性を考えているのか。ことしの体制に予算も含め、しっかりと来年度に向けた取り組みにつなげられるのかどうか、お聞きしたいんですが、その辺、来年度に向けての今後の展開についてお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

予算の確保といたしましては、今現在は一括交付金を活用していますけれども、今後ですね、ふるさと納税の一部、あと観光関連業者などからの負担ができないか、関係者と調整を図りながら検討してまいります。また次年度に向けては、また早期に契約が交わせるように、うちの条件整備を整えながら早期に次年度に向けて契約ができるように努めていきたいと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。一括交付金を活用した予算の配置ができる間はいいと思うんですが、財源の乏しい本村で、毎年しっかりとした予算の確保は厳しいと思えます。今後、受益者負担も考え予算の確保もしっかり考えていただきたいと思うんですが、受益者負担として、直接的に利益を得ているビーチ、ショップはもちろんなんですが、宿泊業、飲食店など村内で事業を営む多くの事業所が恩恵を受けていると思えます。これから先の安全・安心の確保、予算の確保は絶対必要だと思いますので、ぜひ今後もしっかりと来年確実にこの業務を遂行できるように早目早目に動いてもらい、できれば村内事業所全体でこの情報を共有して、みんなでいい形、本村で事業を営む事業所のみんなが考えていかなければならない問題の1つだと思いますので、ぜひ村が音頭をとって、今後どうするか話し合う場、意見を持つ場を話し合っ、本村でできる、今後ずっと継続できるようないい体制が築けるように、よろしくをお願いします。海域安全パトロールについては以上です。

続いて、ごみ問題について伺います。村内入域者数増加に伴い、うれしい悲鳴なのですが、幾つか問題点も出てきています。ごみ問題もその1つだと思うんですが、担当課のほうも現場の状況を把握しているとは思いますが、阿嘉島、座間味島、各クリーンセンター等に収まりきれないほどのごみが山積みです。現場で働く職員は、決していい環境で働いているとは思えません。特に夏場は悪臭と衛生管理上、問題があると思えますが、もう少し早目早目の対応ができないのかどうか、お聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

おはようございます。また2日間、よろしくをお願いします。ただいまの宮平議員からの御質問、ごみ問題

についてお答えしたいと思います。確かに観光客の増加に伴い、ごみも比例して増加していることから、5月以降に昨年度より回数をふやして対応していました。しかしながら、他の大型工事車両、フェリーの予約なんですけれども、大型工事車両等の予約調整、そして台風による影響でフェリーの欠航もあって、実は計画どおりの搬出ができず、例年以上にごみ、そして可燃ごみとリサイクルの品が、今残っているということを確認しております。そのため、今月の下旬からは1台体制のパッカーを2台体制に増便、変更して特注の可燃ごみの処理については、早目に処理するように講じていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。早目早目に対応していただき、現場で働く職員の健康管理等がしっかり保てるように、しっかりとよろしく願います。ごみ問題については以上です。

続きまして、船舶航路の利用改善についてお伺いします。毎日のように多くの観光客が訪れ、那覇事務所と予約の問い合わせなど、毎日のように苦情の電話も多いと思いますが、村内の入域者数増加に伴い船舶の予約等はまだまだかなり取りづらい状況ですが、那覇事務所に関しては派遣社員を配置し、人数も増員するなどの対応もしているそうですが、依然としてなかなか電話が繋がらないなど、多くの苦情があります。村民は急な用事や法事ごと、用事ごとなど、事前に予約を取らずに船舶を利用しないといけない状況も多々あると思いますが、村民はもちろん、郷友の方たちも行事ごとなど、村を訪れたいときに乗れず村に足を運べないという状況が続いているそうですが、ぜひ村民枠などの船舶のいい対応策が考えられないのかどうかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

確かに予約が取りづらい部分があると思います。船舶の予約に関してはですね1カ月、一般は2カ月前に予約受付、あと、アイランダーズ会員が2カ月プラス1週間前、あと、クレジット予約に関しては55日前から。さらに外国人に限っては23日前から予約を電話で朝の10時から5時まで受け付けています。国立公園に指定されたことや世界経済情勢の変化により、本村への入域が伸びたことにより電話予約が繋がらない状況が多くなっています。その対策として、先ほど宮平議員がおっしゃった那覇事務所の職員も昨年より大幅に増員、4名増員しましたが現状は村民からの予約に関する苦情が多く寄せられている状況です。航路事業者としては旅客運送法に基づき運航しており、村民、観光客の差別化を図ることは困難ですが、村民の生活物資の輸送や沖縄本島への唯一の交通手段となっていることを踏まえ、予約のあり方については次年度に向けてしっかりとした対応を検討してまいりたいと考えています。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。観光客はもちろんなんですが、船舶に関しては村民の大切な足として、もっと便利な乗り物であって、交通手段であってほしいと思いますので、しっかりといい形がとれるように検討のほう、よろしく願います。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの宮平議員の御指摘、そのとおりだと思っております。私たちの航路事業はですね、まずは生活の航路だということが1つ、それと産業の起爆剤になるための施設だということも踏まえて考えてみますと、もちろん観光も大切なんですが、地元住民あるいは協議会の皆様に対するサービスも非常に重要だと考えておまして、実は公には出していない部分はございますが、緊急の措置として伝えるような対応をするために、10隻程度、座間味発あるいは那覇発、私たちはキープをさせていただいて、特別な緊急の場合等々含めて対応できるような環境をつくっているところでございます。ただ、これはなかなか公にできない部分が実はありますので、というのは、公平な予約をしないとイケないということもありまして、私たちとしては予約の数は高速船でいきますと190、10は緊急のための対応策ということで、常にぎりぎりまで手放さずに持っていますね、その中で緊急等々の対応をさせていただいているところです。この辺の予約のあり方、あるいは住民からのやり取りのやり方とかというのは、非常に難しいところがございますので、その辺をいかにうまく周知をしていくかということところが大きな課題になっております。うちの参事からも話がありましたとおり、少しずつではありますが、いろいろなニーズに的確に対応できるような、座席数が少ない数ではありますけれども、できるような環境をつくっていく。それとフェリーの大型化を初め、新たな施策も展開していくことで、できるだけ住民ニーズに応えられるような船舶運営をしていきたいというふうに考えていますので、これからも御理解と御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

よくわかりました。最後質問なんですけど、毎回毎回、質問をしてきたんですが、この件に関しては最後の質問にしたいと思っておりますので、ちゃんと白黒つけた返事が聞きたいと思っております。これまでの確認なんですけど、古座間味ビーチ施設の利用に関してなんですけど、何度も質問しています。全く進展がありませんが、何か特別な理由があるのかどうか。以前、3月議会でしたか、条例の改正についての議案で、これはニシバマビーチの施設利用に関してなんですけど、改正の条例で、そこは農山村公園内で営業、またはこれらに類する許可を得た者の使用期限は5年を超えることができないと以前うたわれていて、これの改正で最長3年まで更新することができる。ここにはしっかりと期限があったにもかかわらず、さらに短く3年までと明記されています。同じような内容の施設だと思うんですが、なぜニシバマビーチと古座間味ビーチとは違いを設ける必要があるのかどうかお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

まずニシバマビーチの件に関してはですね、条例の当初から期限がうたわれていました。ただ、通常は賃貸借じゃなくて使用届けですから、原則1に越えられないというのが本当だと思います。それで、更新更新で3年までは特例で使えますよという表現にしていますが、原則は1年です。古座間味についてはですね、御存じのように、当初から期限がうたわれていませんので、そこだけを改正するという方策が今のところないということで、3月、6月にも御質問を受けたんですけども、どういった方法でこの条例を見直すかと

いうのを今、模索しております。ただ長期間、十何年になると思うんですけれども、これは行政にも責任があると思いますが、そのままにしておいたという経緯もありますので、私たちも反省をしないといけないと思います。そういうこともありまして、役場が一方的に条例が変わったから、あなたたちは出ていきなさいというよりは、やはりその当時から使用されている方の聞き取りをする必要があると今考えています。もちろん条例の改正も視野に入れながらですけれども、ただ、今はまだ夏場の繁忙期ですので、今週末から始まるシルバーウィークが終わったらですね、現在使用されている当時者等のまず聞き取り。これまでの経緯等をまず確認をしてですね、今後、どういった条例改正をしていくかというのを詰めていきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

ぜひともこのシーズンオフにしっかりと話し合いを持って、住民みんなが納得できるような利用方法がとれるように、しっかりと話し合いをする場、しっかりと条例を制定するならばと、しっかりとした形をぜひとってくれるようにお願いします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

これで宮平譲治議員の一般質問を終わります。

それでは進行します。5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

おはようございます。私は議員になって1年になるんですけれども、まずこの議会の流れがやっとなつかめたかなと思うんですけど、まだまだかなとも思います。私は4項目出したんですけれども、譲治議員と2つ重なってしまっていて、譲治議員にちょっとお譲りしまして2つを一般質問で出していますので、ぜひよろしくをお願いします。まず、旧ごみ処理場のほうですが、前回6月定例議会に質問したアスベストの小屋のほうの件に関して、どういう形で処理してどういう形で進展しているか、その辺の御説明をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただまの垣花議員の進捗状況についてお答えしたいと思います。現在ですね、処理に向けて9施設の土地の売買、そして登記、それに係る書面の確認作業を進めております。その中で地権者が2名おりまして、2名のうち1名の地権者については、まず親族への状況説明を行いました。しかし、残りの1名についてはですね、東京ということで連絡がとれていない状況となっております。それとあわせて解体に向けて、旧施設を解体するに当たって、国から許可を受ける必要が生じているということで、今、県と調整をさせていただいている途中であります。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

それは、大体めどとしてはいつぐらいというめどはついてますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

地権者についてはですね、公用で今、この方の親族、公用による戸籍を入手したいなと考えておりますが、

やはりちょっと時間を要するのかなということと、あと県に対しての解体への許可についてはですね、二、三カ月では厳しいということで、予算の申請書、冊子をつくらないといけないということで、これについても予算を伴うということもありますので、現時点ではいつまでというのはまだ明確に私もお答えできませんので、ただ、しっかりと作業のほうは進めていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

この所有者に対してのそういう形の御説明はちゃんとしているのでしょうか、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

1名はですね、地元におられます親族の方には過去の経緯とかを確認させていただきました。御本人はちょっと体調の管理でまだお会いしてなくて、もう1名の方は東京に在住ということで、まだコンタクトがとれていない状況で、いずれにしてもまだ、そこに2名の地権者との話し合いはまだ持っていないという状況となっております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

私も直接、この所有者の方とお会いして、この前ですね。本人もまず、20年前に名義変更されたはずなんです、この土地は。私は役場に譲ったはずなので、そういうような形で、いまごろそういう形で言うものですから、じゃあ、そのときにちゃんと処理されているのかというのも、その辺もちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、どうですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

この件に関しても、我々のほうでも当時、売買をしてお支払いをしたと。それにあわせて登記のほうもさせていただいたと聞いておりますが、実は、同時に進めた座間味のほうの登記は終わっております。しかしながら、やはり阿嘉島のこの2件についてはですね、登記書、登記簿、黒い冊子にあるよというのは私も聞いたんですけれども、この冊子を我々も探しているんですけれども、まだ確認ができていないという状況となっております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

その土地のですね、過去の昔のことになるんですけれども、そのときに一応名義変更とかそういう形、いろいろな形が、そこで所有者のほうに売買されているんでしたら、その分のお金が回っているはずなんです。それを私がこの所有者に聞いたら、そういうお金をもらったことも何もないと、そのときに。そういう話が出てきているものですから、その当時の件に関してのお金の売買の件です。役場のほうにそれを売ったと。ただ名義変更されているのか、されていないかも本人もわからない。お金をもらった記憶もないと。そういう話で、もう余りにもずさんすぎるんですね。形じょう。本人はこのごみ処理場を建てさせて、そういう形でもってきて、今はアスベストが発生しているから早く撤去しなさいと。私たちが聞く側として

も、どう処理していいかわからないわけですよ。所有者はもう役場になっているのか、それともその当人は名義変更されていないから私の土地だというふうにお金ももらっていないんだからと、そういうような話が出ていますので、それをしっかり調べてもらいたい、お願いします。ごみ処理場に関しては以上です。

あと、緊急ヘリポートに関しての緊急着陸ですね、安全確保が重視されていないというような形なんですけれども、この間、新港と旧港のほうに緊急着陸されたんですよ。そのときに私も横にいましたけれども、全然安全確保がされていない。旧港におりたときには、船がぶつかり合いました。停泊されている船がですね。車の横の二、三メートル先に置いているものですから、車も入れていますし、新港におりたときには石ころが飛んでいるものですから、これは緊急ですから、それはもう命にかかわることですから、これはしようがないんじゃないかなと思うんですけれども、二次災害とか、そういうことが起きないように安全確保をちゃんとやる体制を、人員をふやしてやっていったほうがいいのか、意見を聞かせてほしいなと思うんですけど、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの垣花議員の緊急着陸における件について、御答弁したいと思います。まず、いわゆるドクターヘリ着陸における安全確保については、実際、誘導要領が定められております。その中にはやはり飛散物の片づけ、救急車の待機場所、手信号による我々のほうからパイロットに合図を送る方法等があります。また、要領の中ではパイロットはですね、直に着陸するのではなく上空で旋回をして安全を判断してから着陸することが取り決められている状況となっております。しかし、今お話にあったとおり、6月に実施しました緊急着陸については、村としても初めての対応でしたが、やはりその中で飛散物に対する対策、そして住民への呼びかけが不足していた等の声もありました。やはり今後ですね、安全に着陸できる、我々としてはランデブーポイントと言っております。その場所の設定、職員の持っている技術の向上ですね。やはり目配り、気配りができるようにですね、その場でですね。その辺の向上を図って安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

私も阿嘉診療所のドクターからの提案なんですけれども、1つはですね緊急車両に応急処置用の設備が何もされていないものですから、それで今はヘリポート的におりられる場所がありますよね。そこまで運ぶまでにはヘリが遅かったりとか、こっちが速かったりとかそういうことで、ちょっとロスのあるらしいのです。そのときに、この救急車両に設備されていないものですから、ものすごく困ると。1分1秒でも早く患者というのを救わないといけないわけですから。阿嘉診療所のドクターの1つの意見なんですけれども、部落に1つは緊急車両がおりの場所をつくって、診療所の近くに、その横に広場がありますよね、浜のほうに。あそこにしてもらえれば、緊急のほうもものすごく早いと。診療所とも近いし、1分1秒を争う患者でするので診療所で処置して、そこで処置して即向こうに、ヘリの中には処置をするものがあるわけですから、ロスが1分ぐらいしかないんじゃないかと。そういう提案が出ています。やはりこの緊急患者に関してはもうちょっと慎重に考えて、このヘリポートを設置していただきたいなと。それを私からも要望したいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

これで垣花太郎議員の一般質問を終わります。

それでは進行します。7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

おはようございます。私のほうからは各地域にも危険箇所があると思うんですけど、阿嘉島の下水処理場とビーチ等についての質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。まず、阿嘉下水処理場についてなんですけど、以前にも入り口付近のフェンスについて要望があったと思いますが、進展がありません。早期の設置を要望しますが、今後の見通しについて伺います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

ただいまの中村議員の御質問にお答えいたします。確かにフェンスの設置については下水処理場の適正な管理のためには必要であると担当課としては認識をしております。早期設置をしたいというふうに考えておりますけれども、やはり予算の措置というのが前提になってきますので、次年度の当初予算の要望に向けて準備を進めたいと考えておりますけれども、当面は安全対策ということで、立ち入り禁止等の看板を早急に設置をしたいというふうに考えています。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

今現在、写真を撮ったんですけど、このようにですね門だけが鍵が閉まっていて、この辺の通りは人間から鹿から、どうぞ入ってくださいというような感じで、やはり公共施設でありながら、大変見苦しいところがあります。このフェンスも多分、台風か何かで倒れたと思うんですけど、このように施設内にきれいに積まれていますね。だからそこを早急に予算措置をしてもらいやってほしいと思います。委託管理もやっているわけでありまして、ちょっと施設を見たら、このようにまた余計なことかもしれませんが、この現場のアスファルトなんですけど、そこの施設の角のほう、東側になります。ここは沢がありますね。このように陥没しています、道路が。こういうものを課長、ぜひ現場を確認して予算措置をもらい、いわゆる観光立村でありますので、ちゃんとして見苦しくないように、ちゃんとフェンスとかそういうようなものを確認しながら早急に予算措置をもらい、現状をちゃんと直していくようにやってほしいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

御指摘ありがとうございます。ちょっと道路の陥没までは私のほうに報告がないので、わからなかったんですけど、予算はそんなにかからないと思いますので、現予算で対応できる分は早急に対応したいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

施設内には幾つもフェンスがこのように積まれていますので、早期の措置をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。阿嘉下水処理場についてはこれで終わりたいと思います。

次に、阿嘉ビーチ、北浜ビーチについてなんですけど、阿嘉ビーチのほうがですね、ちょうど幹線道路の真ん中付近、これも今、写真を撮ってはいるんですけど、その海側から見るとですね、陥没して台風が来た

らえぐられていって、今は2メートル50センチか3メートル近く穴が開いているんですよ、海側から見ると。これも写真で説明したいと思います。幹線道路でお客さんもこれだけ通るし、大型車両ですね、生コン車とか、大型車両が通った場合には歩道側になりますけれども、深さが3メートル、縦のほうは1メートル近く陥没している状況にあります。ここを大型車両が通れば完璧に大きな事故につながると思います。その措置を早目にやってほしいと思いますが、どういうふうにお考えでしょうか、よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

御質問にあります、通称阿嘉ビーチ付近の道路の歩道部分のコンクリートの擁壁ですね。現場については年度初めから職員のほうから連絡がありまして、現場は確認をしています。本道路なんですけれども、これは漁業集落環境整備事業で整備された道路ということで、その他の道路という取り扱いで村のほうで管理をしていますけれども、本格的に修繕するためには、やはり村の単費で修繕するというのは大変不可能ですので、国の災害復旧制度などを活用して修繕する方法がいいかというふうにご考えております。ただ、確かに写真もいただきましたけれども、歩道面が若干陥没しておりますので、応急の補修を現予算でですね、応急的に対応しなければならないというふうには考えております。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

これは先ほど課長のほうから漁業集落排水事業でやっていると思うんですけど、これは村道の指定がされているんですか、何ですかこれ。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

産業振興課のほうには道路台帳というのがありまして、その中にはこの路線は入っておりませんので、村道には認定されていないのではないかというふうに認識していますが、当時のことをきのう調整した中で、認定せずにこういう道路がつくれるのだろうかという疑問が今ありまして、当時の状況を今確認中となっております。産業振興課としては、その他の道路ということで、村道という取り扱いをしておりません。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

危険な箇所として、本当に事故が起こらないうちに予算措置をして、要望に応えるようにしてください。よろしく申し上げます。以上で阿嘉ビーチについて終わります。

続きまして北浜ビーチについて伺います。国立公園に指定され、たくさんの観光客がビーチに訪れています。そこで階段とか、ここもまた陥没している状況で、写真もありますけれども、この現状を把握しているのかどうか伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

北浜ビーチへおるビーチの階段につきましては、台風が来るたびに修繕にて対応しておりましたが、今年の夏の台風で階段付近の砂が波によって浸食されているのは確認しております。産業振興課のほうでは現

在ビーチから左側にアダンの生えている部分を重機でならして、道を通すことができないか今のところ検討中です。しかし、国立公園に指定されている部分もありますので、それに関しては今、環境省に確認中です。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

この北浜ビーチの現状ですけど、ここの監視台とか何かありますよね。建物があって、その下の土台を見たら宙ぶらりんなんです。これがいつ落ちるかわからないという状況で、この辺は多分黄色いテープで巻かれたと思うんですけど、このような状況であります。やはりこれだけのお客さんが北浜ビーチにも泳ぎに来ますし、また、この階段ですね、このように穴が開いている状況。この北浜にいる方々からもよくこのようなお話が来ているんだよということでもありますので、ぜひですね、国立公園にふさわしい安全な名に恥じないような安全なビーチにしてもらいたいと思いますけど、どうですか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

現場のほうを確かに私も確認しておりますので、早急に措置できるように環境省と話を進めながら対応してまいりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

では、この場所でもですね、早急な措置をしてもらい、安全なビーチにしてくれるようお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

これで中村勇議員の一般質問を終わります。

それでは進行します。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

おはようございます。一般質問を4件ほどお願いします。まずは1点目、クイーンさまみのバース、北岸の無断使用について。平成24年9月定例会において、当時、宮里祐司議員から一般質問で、クイーンさまみのバース及び北岸の待合所に、関係のない事業者が無断使用していると、証拠写真を付して質問しましたが、その後、私もよくフェリーを利用しますので、フェリーに乗ったときに、それから最近もそういう状況を見かけます。それに対してどういう対策を講じたのか、進展状況をお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

泊港バースに関してはですね、管理者是那覇港管理組合になっていますが、そこに許可申請した後、許可が出る仕組みとなっています。御指摘にあります関係のない事業者がバースを使用している部分に関してはですね、那覇港管理組合に調査を入れ、注意を促していきたいと思っています。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

当時も同じような答弁でありました。この写真を持って那覇港管理組合に行って相談してやりませうと言っ

たんですが、その後も何度となく、私などはたまにしか那覇に行かないんですが、そのたまに行ったときに大体見ているので、もう頻繁にやっていると思うんですよ。北部の事務所はクイーンが出航してしまいますと、多分、職員はとまりん事務所に引き上げるわけですよ。だから無人状態の中で使いたい放題使うと。多分、渡嘉敷側のほうもやられていると思うんですけど、その辺はうちも高い使用料を払っていますので、その辺に対してはまず無断使用をしてはいけないという看板を置くとか、そういう対策がその間にできる、もうあれから2年以上になりますね。そういう対策もやらないで、ただ管理組合に言うだけではなくて、やはり自分たちもそういう仕組み、無断使用させて手をこまねいて待っているというのもちょっとあれですね。そういう面はいかがですか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

待合所等につきましてはですね、村も切符販売所の一部しか許可を取っていないんです。待合所の中に関しては公衆トイレ、コインロッカーとかが設置されていますので、なかなか規制は難しいのかなという部分はあると思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

確かに待合所はオープンな場所であると思って認識をしております。しかし、バースですね、置いている港の北岸のバースは、やはりうちはちゃんと正規に使用料を払っています。だったら、確かに10分、15分の短い時間でも、その時間帯で向こうからお金を取ってもいんじゃないかなと私は思うんですけど、管理の管理組合からしたらまた貸しになるんじゃないかなというあれはあるんですけど、やはりあそこも商売をしているわけですから、お金をお客さんから取っているわけですから、これはやはり許せるわけじゃないわけですね。待合所はオープンだということで別にいいんですけど、バースに関して、看板を自分たちでつくったりとか、そういう対策は打てないのか、もう一度お伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

看板設置等に関してもですね、今、独自でできる部分があるのかですね、そこら辺も那覇港管理組合と相談しながら進めていきたいと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

多分、これは渡嘉敷のマリンライナーのバースも同じような被害を受けていると思う。渡嘉敷ともあれしでですね、もし看板設置ができるのだったら両村でやれば安くつくと思いますし、その辺は管理組合と話を煮詰めてやってもらいたいと思えます。この進展を期待しております。またそういうのを見かければまた再質問したいと思えますので、よろしくお伺いいたします。

次にですね、モクマオウの伐採後の処理についてであります。一括交付金を活用して、モクマオウ等の伐採事業が行われていますが、ちょっと座間味側は見えていないのでわからないんですが、阿嘉漁港施設内に、いわゆる長期間野積み状態が続いていますが、この管理、後々の処理はそのまま2年近くなっていますが、どうなされるのかお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

ただいまの御質問にお答えします。あのモクマオウの野積み状態につきましては、一括交付金を活用した外来植物の駆除事業により出されたモクマオウということは御承知だと思います。現在はあくまでも仮置きということで、村で管理という形をとっておりますけれども、中村議員御存じかと思いますが、以前に塩の製造業者がモクマオウの廃材が欲しいということで、村との打ち合わせがあったんですけども、運搬費用についての折り合いが合わなくてですね、そのままになったという経緯があります。村としましても、そのままにしておくわけにはいきませんので、どういった処理をするのかというのにちょっと苦慮しているところです。現在、このほうにおきましては、どういうふう処理をしていくかということについて検討をしているところです。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

当時ですね、そういう事業に関してのほかの議員からの質問に、答弁が観光資源に向けた製品開発、炭とか工芸品等で活用したいということで答弁されています。これは全くやられていないと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

申しわけありません、当時の答弁については私、ちょっと承知していません。済みません、記憶がちょっとないんですが、確かにそういう方法もあるかと思いますが、今、御質問のあったとおりですね、活用についてもその検討の中に入れていきたいと思っています。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

先ほど担当課長がおっしゃったように、栗国村の塩のあれで使いたいという話があって、立ち消えになったんですが、その原因が今確かに運賃とか、今初めて知るわけではありますが、今、仮置きと言いますが、仮置きにしては長過ぎますよね。もう完全に枯れ果ててですね、特にモクマオウは堅い木ですから枯れてしまとなかなかそれ以上切ったりできないし、置き方がですね、ちょっと乱雑すぎますよね。野ざらし状態ですね。これは県の施設管理、施設内ですよ、これは。やはりこれは行政として、ちょっと美ら島づくり条例でもちょっと、村民から言われたら返答できないですよ。住民には美ら島づくり条例で身の回りをちゃんときれいにしましょうと言いながら、行政がそれをやっていたんじゃ。ちゃんと前はですね、いわゆる置き方もちょっと並べて置くというような返答も私は答弁であったと思うんですけど、やはり早急に、私は今、阿嘉しか見ていない。座間味はどこに置いて、いわゆるどういう置き方をやっているんですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

座間味地区については、阿嘉のようにどこか1カ所というのは私のほうでは把握していませんが、申しわけありません、その処理については…、失礼しました。一部はキャンプ場の敷地内に置いているというこ

とですが、その他についてはちょっと現状を把握しておりません、済みません。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。早急にやはり、今の現状で地元で処理するにはちょっと時間がかかってしまって、もう燃やして廃棄にするか、燃やすにしても相当時間がかかりますし、これはやはり、せつかく外来植物の伐採といういい事業で、モクマオウも減って見た目は余りわからないんですけど、やはり外来植物はあまりよくない植物ですから、早目に駆除をしてもらってですね、いい事業ではあると思いますので、後の処理を、伐採後の処理をもっとうまい方法で考えてもらえればなと思います。よろしく願いいたします。

次ですね、人口問題についてですが、8月11日付の新聞報道において、2010年から2060年までに沖縄県全体のあれがあるんですが、本村の人口が2010年の865人から45年後は450人、減少率が48%というショッキングな報道があったんですが、これは南西地域産業活性化センターというところが発表したことなんですけど、これを村としてはどういう根拠で、何に基づいてそれを発表したかというのはどういうふうに捉えているんでしょうか、よろしく願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの中村議員の御質問ですが、我々も新聞報道を受けて一般のこの社団法人の産業活性化センターへ確認をいたしました。これについては、まず研究目的がですね、自主研修事業という位置づけということで、各種の統計データをもとに作成したということで、今回、村のほうでは昨年の11月に政府のほうで、まち・ひと・しごと創生法を策定しております。これを受けて地域総合戦略と地方人口ビジョンというのをつくりなさいというお達しが来ております。いわゆる、こちらの今回の発表の数値についてはですね、地域人口ビジョンをつくる上での参考にしてくださいという位置づけということで確認しております。中身につきましてはですね、かなりのボリュームがあるということで、今の私のほうも目を通している状況となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

参考ながら、このデータを見るとですね、伊江村も渡嘉敷村も100名少ないんですよ。2010年度は。しかし、2060年では逆転して、うちより50人多いという、そんなに条件的に変わらないのに、何でこの差が生まれたのかということのも不思議であるし、そういったことは聞きましたか課長、よろしく願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

こちらについてもですね、私どもの担当のほうで確認をとらせていただいています。このデータの元が何だったのかということと、この捉え方についても物差しは何だったということで確認をとらせていただいています。たまたま本村の場合は国調の人口が下がったときのデータをかなり示しております、その割合でですね、渡嘉敷村がたしか7名減ったのに対して、我々は50名減ったとかというようなものが2060年の影響で数値が上がっています。しかしながら、現時点の数値ですので、まだ動きはあるのかなと認識し

ております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

データのとり方にばらつきとか、そういうのがあって、やはり均等ではないという、わかりました。それです、2060年は多分、私は生きていないと思うんですが、村長はぎり、座間味村の老人会長をやっていると思うんですが、この件に関して感想をお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。確かにこの南西地域産業活性化センターの報道に関してはですね、ショッキングな内容だったと思っております。地方創生という言葉が叫ばれるようになって1年近くなりまして、国の主要な施策として、国のほうが地方創生で地方の人口減少をとめるというような話をされているわけなんです、この試算についてはですね、いろいろな機関が試算をしております、今、目の前のパソコンでやっているのは別の試算があるんですが、別の試算のほうではですね、例えば会社名は省きますが、2060年、まさしく同じ年になりますけど、2060年は450人と南西地域産業活性化センターが言っております、あの統計といいますか、会社からしますと700人に落ち込むんだという数字が出ています。だから、それだけいろいろな指標によってですね、数字が変わってくるものだというふうに思っておりますし、直近の座間味村の出生の数とか、そういうのをイメージだけで申しわけないのですが、勘案しますと、単純にそこまで落ち込むのかなというのが私の感想です。ましてや国立公園ということで、観光客が多く来るようになり、仕事が増えてくるようになり、さらに国の施策である地方創生の中で、新たな雇用を生み出すという施策を、私たちがしっかりしていけば、そこまで落ち込むことはないとか、逆にふえるのではないかというような考え方を持っているところでもあります。先ほど話をした別の試算では700人しか落ちませんよという話なんです、やっぱりですね、金太郎あめなんです、計算式というのは。だから、日本全国、津々浦々同じ計算式でやっていくとですね、どこかにははずみと言いますか、バランスが違うところが出てくるはずだというふうに思っております。

例えばこのネットで今公表されているのはですね、転出者年間数をですね、2人減らすだけで計算上はです、今の860人から870人まで上がると。逆に2人数字をぼんと乗せるだけで上がってくるんですね、あるいは転入者を1人伸ばすだけで、さらにこれが920名になるんです。合計特殊出生率では使いますけど、ああいうのをぼんと乗せただけで10名、20名簡単に変わってくる計算式になっています。先ほどの話に戻りますけど、南西地域産業活性化センターというところも確かにいろいろな計算をされているかと思いますが、こういうところを1つ数字を変えるだけで、あるいは見方を変えるだけで、大きく数字が変わってくるので、あまり悲観ばかりするのではなくて、私たちに今できることは何があるのかというところを、しっかりやるのが大切だと思っております、私は大変申しわけないんですが、ここの数値はほとんど気にはしていないというのが現状でございます。ですから、議員の皆さん方と私たち行政がしっかりとですね、今ある状況を把握して、これから人口減少に向かわないために、私たちの村は何をするべきかというところを、これからも一生懸命議論できればというふうに考えております。以上でございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

村長、ありがとうございます。村長のそういう力強いお言葉をいただければ、我々も安心していけるかと思えます。それで、やはり流動人口がふえると定着人口もふえるという、そういうデータもあるということで、観光が活性化して流動人口がふえれば、そういう事態に陥らないと思えますので、これからいかに流動人口を伸ばす、またはそのまま安定させるかということが、この先のこの理論をひっくり返す根拠になると思えますので、これから行政だけに頼るのではなくて、我々村民もそれを一緒に考えながらですね、推進していきたいと思えますので、よろしく願います。村長ありがとうございました。これで3番目を終わります。

次、最後の質問ですが、慶留間港の港湾整備についてですが、慶留間港の整備については、村からも県への要望は再三行っていると思えますが、南部土木の関係者が見には来るんですが、ほとんど手つかずの状態であります。早急な対策をお願いしますが、県との調整はどうなっていますか、お伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

ただいまの慶留間港の整備についてなんですけれども、毎年度ですね、今年度も8月5日でしたか、沖縄県の港湾課と南部土木事務所とのヒアリングが、要望整備ということでヒアリングが行われております。毎年度なんですけれども、継続して整備してくれというお願いはしてあります。ただ、明確に何年度からやりますとか、そういう回答は残念ながらいただけていないんですけれども、事あるたびに粘り強くその必要性を訴えていきたいというふうに考えておまして、整備に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。ただ、小さな側溝のふただとか、歩道の手すりだとかという細かな補助事業に馴染まない部分については、これは安全対策としては早急にやる必要があるだろうというふうに考えておまして、これについて要望はしているんですが、かなり県のほうの単費が厳しいということですので、村単費でやることもちょっと考えないといけないのかなというふうに考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

今、課長が言われたように、私も後であれしますが、この間の台風15号の後ですね、側溝のふたを数えたら13枚、けどほかは海に落ちています。今現在、5カ所をカラーコーンで注意喚起を促しているんですけど、それと手すりの一番沿道側ですね、末端がもう崩れ落ちております。非常に危険であります。カラーコーンを設置しているからといって、もし事故が起きて、相手側から損害賠償を求められたら、何も文句も言えない状況でありますので、港湾の整備ですね、これだけではなくてフェンスに泥がたまって、非常に慶留間の住民、今、役場から阿嘉の職員も来て一生懸命いろいろやって、今は早く終わるようになっていきます。前は慶留間の住民だけでやってですね、非常に時間がかかりました。現在、船揚場の位置にまだ残っています。こっからは船をおろせません。揚げるのもしません。だから、西側に船を移動させてしか揚げ降ろしができませんので、この辺もですねどうにか対策を打ってもらいたい。あと、台風の件なんですけど、この船揚場のコンクリート境目、パネルというんですか、これが石等々で削れてくぼみになっているわけなんです。これに船を揚げ下げするときに台車のタイヤがはまってしまってますね、台車を壊したり、また勢いよく揚げないと、横向きになったらということで勢いよく揚げると、今度はバウンドして船が台車上でバウンドし船を傷めるという。これも以前、県の方に要望でまずこれだけでもいいからやってくれという要望を出したんですけど、納得はするんですけどそれ以後は進展がないわけですね。今、早急はこれ。石がたまる状況をどうにか改善してもらいたい。そういうことですが、課長いかがでしょうか。3月には多分、課長

も見ていますので、現状はわかると思うんですが、よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

現場についてはですね、私も一緒に片づけの作業をしましたので承知しています。あと、スロープの段差についても港湾整備のヒアリングのときに写真で県の担当のほうに訴えております。あと、現場のほうも見に来たとは思いますが、先ほど申し上げたとおり、単費を伴うものは厳しいということで、なかなかいい返事をもらえませんので、これについてはくり返しになりますが、村でできるものはやっていかないといけないのではないかなというふうに考えています。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

災害なんですけれども、今、慶留間港の棧橋は、いわゆる歩道があって手すりがあるわけですね。これはもともとはなかったやつが延長工事のときについたわけですね。それを県の担当に聞いたら、「これは村道の延長線上だから歩道としてつけないといけない」ということだったんですよ。だけど実際の集落内の村道には歩道がない。何でと言ったら、「これは決まっている」という話で、押し切られてこういう現状になったわけですね。それが今、弊害をもたらして、歩道をつくるということは、歩道側に側溝もつくって、結局側溝ができたときからふたが台風時に海に落ちる。以前は野崎 康さんが自分から海に入って、無償というか、私達も見て手伝いをいっぱいしてですね、最近からは村民も揚げるようになってはいますが、その都度そういうことをやられると困るわけです。私たちは、埋めてそういうのがなくなってほしいなど、作業ということで。もう金がかかるだけであるから、ぱっと行って、そうでなければ全部をグレーチングにしてですね、ふたは除いてグレーチングにするという方法をお願いしたいと思います。実際、これは村道の一部になっているのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

それはちょっと確認しないと明確な答弁ができませんが、通常は港湾の中に村道があるというのはあり得ないと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。港湾のことですから、慶留間港の東側の沖防波堤は全然意味をなしていない。なしていないからこういう現状が起こるんですけど、当時ですね、沖防波堤をつくるときの住民説明会が県からあったんですけど、私たちは余りに間口が、図面上ですね、やはりおかしい、これでは波は防げないということだったんですが、当時の県の担当はですね、コンピュータのシミュレーション上ですね、沖合5メートルの波の場合、慶留間港湾は50センチまでおさまると断言をしたんですよ。しかし、断言どころじゃない、これは越波して、この重いコンクリートのふたを持ち上げて海まで投げ込むぐらい、だから入り口をフェンスにして押さえる。押さえてもそこの上から出て、アダンから何から詰まるのであって、ああいう当時はですね、いわゆる県のそういう、国も絡んでいると思いますけど、設計に瑕疵がなかったかですね。これは今いいですけど、県のあれですから、ちよくちよく何かあったらですね、実際こういう住民説明会で答弁があっ

たけど、ホントにそういうシミュレーションだったのかというのをお聞きしてもらえればと思います。以上で私の質問を終わります。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

これで中村秀克議員の一般質問を終わります。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

議会が始まる前に、冒頭で申し上げましたように、この一、二カ月間、体調不良で住民とのコンセンサスがあまりなかったので、私の一般質問の経緯はですね、大体地域の声を拾い上げてというのを基本的に置いているものですから、住民とあまり接触がなかったということで、今回は猪の件で上げております。現在、私が書いているのは、阿真のジャンジャンの近くでよく見かけるといってお聞きしたんですが、その後、聞いてみると阿嘉にもいる、高月山の下にもいる、大浜にもいるとかという話がきのうおとついの話でも来たんですけど、村として今どれぐらいいるか、本当にそれが確かなのか、それをまず確認します。お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

御質問の猪の件ですけれども、昨年から、その前ですね、外地島で最初に見つかったのがありましたけれども、昨年から座間味島のほうで目撃情報が役場のほうに数件寄せられております。実際に目で見たというのは番所林道で作業中の方が見かけたというのと、あと、奈良大学のほうですね、有害鳥獣の研究をされている先生が自動カメラを設置をしております、そのカメラに映った頭数が3頭で、そのうち2頭は子供の猪だということが確認をされておりますので、猪が座間味島に、阿嘉島のほうでも目撃情報があったというふうに聞いていますので、いることは確かだろうというふうには認識しています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

そこでですね、今後の対策としてですけど、お隣の渡嘉敷、もちろん向こうが発祥の地だというふうにしてはいますが、向こうはですね、要するに狩猟犬も入れて一応捕獲しようとしたんですね。ところがハブが多くてできなかったと。狩猟犬も目が腫れてきたり足が腫れきたりして大変なことがあったというふうな話もお聞きしているんですけど、本村の場合にはですね、当然ハブもいない。私はですね、もちろん譲治議員もいるし村長の今後の方針として農業施策も今後うんと考えていると思うのです。そこで今、このウリ坊が既に見受けられるというようなことで、また地域の声によると、何かカメラにも映っていたということで、座間味にも確かにいる。私もこの2カ月はもちろんあれでしたが、それまでは古座間味、とうま、それから大浜、あちこち歩いたんですけど、絶えず心掛けてはいるんですけど、私もまだ見たことはないんですよ。ときどき夜の暇々、夕方、朝と毎日自分の車を出して、あちこち見に、見られないかなということで行ってはいるんですけど、今後の対策として、本当にどういうことを考えているのか。私が帰ってきて、ある席上

で酒の飲み会があってやったら、島の大先輩が「おい喜文、座間味は猪鹿蝶ができるからいいんじゃないか」と。それに中北部ではアグーがあるから、座間味は猪の肉も売ったらいいんじゃないかという冗談とも本音とも言わないようなことを言う先輩もいるんですね。ですからそういう面では、今後の農業、観光を考える面からするとですね、これが発生すると、恐らく御承知のように1回で五、六匹ないし七、八匹ぐらい産むというふうに聞いていますので、あつという間に広がるんじゃないかなというふうに懸念するんです。それで今後、皆さんは本当に行政としてですね、対策を真剣に考えて、どのような駆除をしようかということで、もう一度その辺をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

まず捕獲をするということだと思いうんですけれども、それについては全国で猪の被害というのはあるわけです。たくさん方法があります。一番いい方法としては箱わなを設置して捕獲するという方法が多くとられているようで、お隣の渡嘉敷のほうでもですね、猟銃による捕獲ではなくて、わなのほうで毎年数十頭捕獲しているというふうに聞いております。座間味島についてはですね、実は箱わなを試しにといいですか、試行的に、実は目撃情報のあった番所林道の近くに設置をしたんですけれども、その後、その近辺での目撃とかですね、猪の形跡というんでしょうか、その辺がちょっと確認できておりませんので、先ほど宮平議員からありましたようなジャンジャンの場所であったり、大浜とかですね、ちょっと場所を変えて試行的にもう一度わなを仕掛けてみたいというふうに考えております。ただ、実際に捕獲となりますと、捕獲許可とか狩猟許可とかというのが必要になってきますので、その辺もあわせて並行してですね、進めていきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これはですね、早いうちにですね、早いか遅いかちょっとよくわからないんですけれども、早いうちにですね手を打ってですね、これ以上繁殖しないようにですね、一生懸命我々も見かけたらすぐ連絡を入れますし、それから村民にもどこどこで見かけた、何時ころとかですね、そういう情報提供もやってもらってですね、全力でこの駆除に当たってほしいなと思います。以上で私の質問はこれで終わります。

○ 議長（宮里祐司）

これで宮平喜文議員の一般質問を終わります。

進行します。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

こんにちは、皆さん。2日間、よろしくお願ひします。まず3点ありまして、1点目、座間味港内の歩道設置について。私は普段から港にすることが多く、人の動きをよく見ているんですけれども、ありがたいことにここ数年で大分、観光客数が増加しまして、それに伴い港内を徒歩移動するお客さんが、もちろんそれに伴って車両も大分ふえてきています。しかし、御存じのとおり、信号機まで歩道がないため、港湾に歩道が当たり前にあるかどうかはちょっとわからないんですけれども、歩道がないので車両との接触事故が起きる可能性も高くなると思います。実際にですね、今も1台とまっていますけれども、車の陰から飛び出して子供が引かれそうになったのを見ています。やはりそういうのは、こういう人が多い場所で大きな事故が起きてしまうと大変なことになりますので、まずは安全対策として、歩道の設置をお願いしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えいたします。御指摘の件につきましては、確かに危険だなということは認識をしております。今後のことなんですけれども、港については沖縄県のほうで所管をしておりますので、沖縄県の所管する部署とですね、歩道の設置というのが果たして可能なかどうかということも含めて、今後調整を進めていきたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。事故が起きないうちにですね、早目早目の対策をお願いしたいと思います。

続きまして県道187号線について。この座間味のメイン通りですね。昭和47年、本土復帰と同時に県道となった187号線ですが、車両の増加に伴い道路の中間地点で1台がバックをして、相手に譲るという場面がですね、最近よく見受けられます。その安全対策として一方通行化し、歩行者や車両が通りやすい道路にできないか伺います。あわせてですね、以前にも一般質問で同様な質問が出たようなんですけれども、これが実現化できなかった理由が何か、あわせて伺います。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えいたします。御質問の県道187号線については、御指摘のように幅員が極端に狭いため、御存じのように車両がすれ違うということはまずできません。また、歩行者にとっても非常に危険な道路となっていることは認識をしております。御提案にあります一方通行化ということなんですけれども、これについては車両交通の面から非常に有効な手段であるというふうに思います。ただ、一方通行化するに当たりましては、これは警察のほうの公安委員会の管轄になりますので、その辺の関係機関とこういう提案があったということで協議を今後進めていきたいというふうに考えております。あと、以前の議会で質問があったところなんですけれども、確認したところですね、大分前の議会において議員から質問があったということはお聞きしたんですけれども、これが実現できなかったという理由については、大変申しわけございませんけれども、今のところ把握ができておりません。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。では、できるだけ早く一方通行化していただければと思います。以前の質問に対してですが、多分、そのころは車両もそんなになかったのかなというふうに考えています。よくこの通りは座間味の銀座通りとか、座間味の国際通りとか、よくみんなが冗談で言っていますけれども、たしか村長の公約にもシンボリックな道路の話があった記憶がありますが、それも同時進行でできるのではないかなと思ってですね、どうでしょうか、村長。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず一方通行化、とても有効な安全対策の手段だというふうな認識をしております。この辺が可能かどうかということをしつかりと主幹課で検討していただきたいということと、私の公約の中で、各地区にシン

ポリック的な道路をつくりたいという話もさせていただいておりますので、ただ一方通行化だけではなくてですね、この座間味だけではなく各地域に国立公園らしい道路ができればというふうに思っておりますので、これからも御支援をよろしくお願いいたします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

わかりました。きれいな道路が各地域にできるとすばらしいと思います。できるだけ早目にできればと思います。よろしく申し上げます。

もう1点ですが、幼稚園園舎について。これは継続質問なんですけれども、以前の一般質問で、たしか夏には園舎の耐力度調査があるというふうに伺っていて、その結果と今、役場は中学校の建築中でありましてけれども、今後の座間味幼稚園園舎の立てかえに向けての進捗状況を伺います。

○ 議長（宮里祐司）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

宮平議員の質問にお答えいたします。座間味幼稚園の耐力度調査については、平成27年8月4日に委託業務を締結しております。工期に関しましては、平成27年8月5日から10月31日までの86日間を予定しており、調査結果が出るのは10月以降となります。それで、調査結果で危険園舎と判断された場合はですね、沖縄県教育庁施設課並びに村の財政状況等と調整した後、建てかえの時期等を決定し、文部科学省へ交付金請求を行っていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

ありがとうございます。ことしの3月の一般質問のときにも、添付したものでどれだけ危険かという写真を皆さんに見ていただいたと思うんですけれども、できるだけ早目にですね、子供たちがけがをしないうちに、安全に通園できるように一日も早く実現化できることを願います。私の質問は以上です。

○ 議長（宮里祐司）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

日程第6．認定第1号 平成26年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号 平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではよろしく申し上げます。なお、認定1号から認定8号までにつきましては、先週行われた全員協議会の中で詳細の説明はさせていただいておりますので、表のほうだけ読み上げて説明にかえさせていただきます。

認定第1号

平成26年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度座間味村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥2,264,905,949
 歳出決算額 ￥2,118,905,613
 歳入歳出差引額 ￥ 146,000,336

平成27年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成26年度一般会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥2,264,906
2	歳 出 総 額	￥2,118,906
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥146,000
4	(1) 継続費遡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥91,566
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥91,566
5	実 質 収 支 額	￥54,434
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	￥0

平成26年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 村 税		72,552,000	90,659,994	73,192,976	0	17,467,018	640,976
	1 村民税	28,860,000	30,505,817	30,170,799	0	335,018	1,310,799
	2 固定資産税	36,919,000	53,251,800	36,316,000	0	16,935,800	△603,000
	3 軽自動車税	2,050,000	2,198,900	2,002,700	0	196,200	△47,300
	4 村たばこ税	4,723,000	4,703,477	4,703,477	0	0	△19,523
2 地方譲与税		7,720,000	7,364,000	7,364,000	0	0	△356,000
	1 地方揮発油譲与税	2,314,000	2,203,000	2,203,000	0	0	△111,000
	2 自動車重量譲与税	5,404,000	5,155,000	5,155,000	0	0	△249,000
	3 地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 航空機燃料譲与税	1,000	6,000	6,000	0	0	5,000
3 利子割交付金		187,000	135,000	135,000	0	0	△52,000
	1 利子割交付金	187,000	135,000	135,000	0	0	△52,000
4 配当割交付金		99,000	200,000	200,000	0	0	101,000
	1 配当割交付金	99,000	200,000	200,000	0	0	101,000
5 株式等譲渡所得割交付金		28,000	150,000	150,000	0	0	122,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	28,000	150,000	150,000	0	0	122,000
6 地方消費税交付金		9,966,000	10,047,000	10,047,000	0	0	81,000
	1 地方消費税交付金	9,966,000	10,047,000	10,047,000	0	0	81,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
7	自動車取得税交付金	985,000	701,000	701,000	0	0	△284,000
	1 自動車取得税交付金	985,000	701,000	701,000	0	0	△284,000
8	地方特例交付金	1,000	38,000	38,000	0	0	37,000
	1 地方特例交付金	1,000	38,000	38,000	0	0	37,000
9	地方交付税	888,743,000	906,231,000	906,231,000	0	0	17,488,000
	1 地方交付税	888,743,000	906,231,000	906,231,000	0	0	17,488,000
10	分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
11	使用料及び手数料	49,005,000	55,512,191	54,152,571	0	1,359,620	5,147,571
	1 使用料	43,705,000	49,722,571	48,389,251	0	1,333,320	4,684,251
	2 手数料	5,300,000	5,789,620	5,763,320	0	26,300	463,320
12	国庫支出金	489,268,000	245,197,636	245,197,636	0	0	△244,070,364
	1 国庫負担金	24,964,000	27,694,961	27,694,961	0	0	2,730,961
	2 国庫補助金	462,074,000	214,037,328	214,037,328	0	0	△248,036,672
	3 国庫委託金	2,230,000	3,465,347	3,465,347	0	0	1,235,347
13	県支出金	820,111,000	550,333,048	550,333,048	0	0	△269,777,952
	1 県負担金	12,003,000	11,193,624	11,193,624	0	0	△809,376
	2 県補助金	774,444,000	509,550,234	509,550,234	0	0	△264,893,766
	3 県委託金	33,664,000	29,589,190	29,589,190	0	0	△4,074,810
14	財産収入	268,000	620,649	620,649	0	0	352,649
	1 財産運用収入	268,000	620,649	620,649	0	0	352,649

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
15	寄附金	2,756,000	3,947,000	3,947,000	0	0	1,191,000
	1 寄附金	2,756,000	3,947,000	3,947,000	0	0	1,191,000
16	繰入金	118,071,000	102,920,000	102,920,000	0	0	△15,151,000
	1 特別会計繰入金	7,923,000	0	0	0	0	△7,923,000
	2 基金繰入金	110,148,000	102,920,000	102,920,000	0	0	△7,228,000
17	繰越金	137,379,000	137,379,396	137,379,396	0	0	396
	1 繰越金	137,379,000	137,379,396	137,379,396	0	0	396
18	諸収入	24,136,000	11,302,673	11,302,673	0	0	△12,833,327
	2 預金利子	25,000	58,050	58,050	0	0	33,050
	4 雑収入	24,111,000	11,244,623	11,244,623	0	0	△12,866,377
19	村債	314,394,000	160,994,000	160,994,000	0	0	△153,400,000
	1 村債	314,394,000	160,994,000	160,994,000	0	0	△153,400,000
歳入合計		2,935,670,000	2,283,732,587	2,264,905,949	0	18,826,638	△670,764,051

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	議会費	37,659,000	37,549,000	0	110,000	110,000
	1 議会費	37,659,000	37,549,000	0	110,000	110,000
2	総務費	486,213,000	443,994,786	31,580,000	10,638,214	42,218,214
	1 総務管理費	442,986,000	401,954,341	31,580,000	9,451,659	41,031,659
	2 徴税費	10,810,000	10,751,977	0	58,023	58,023

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	24,579,000	24,143,241	0	435,759	435,759
	4 選挙費	6,254,000	5,935,409	0	318,591	318,591
	5 統計調査費	481,000	246,446	0	234,554	234,554
	6 監査委員費	1,103,000	963,372	0	139,628	139,628
3 民生費		183,982,000	160,561,304	0	23,420,696	23,420,696
	1 社会福祉費	152,352,000	131,412,766	0	20,939,234	20,939,234
	2 児童福祉費	25,618,000	23,425,418	0	2,192,582	2,192,582
	3 生活保護費	6,011,000	5,723,120	0	287,880	287,880
	4 災害救助費	1,000	0		1,000	1,000
4 衛生費		167,093,000	148,617,118	0	18,475,882	18,475,882
	1 保健衛生費	88,554,000	80,243,188	0	8,310,812	8,310,812
	2 清掃費	78,539,000	68,373,930	0	10,165,070	10,165,070
5 労働費		3,024,000	2,937,000	0	87,000	87,000
	1 失業対策費	3,024,000	2,937,000	0	87,000	87,000
6 農林水産費		173,314,000	167,288,163	0	6,025,837	6,025,837
	1 農業費	22,935,000	22,545,010	0	389,990	389,990
	2 林業費	28,691,000	26,770,100	0	1,920,900	1,920,900
	3 水産業費	121,688,000	117,973,053	0	3,714,947	3,714,947
7 商工費		118,080,000	110,283,061	0	7,796,939	7,796,939
	1 商工費	118,080,000	110,283,061	0	7,796,939	7,796,939

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
8	土木費	717,924,000	398,175,012	315,591,000	4,157,988	319,748,988
	1 土木管理費	7,111,000	7,016,203	0	94,797	94,797
	2 道路橋りょう費	377,490,000	197,090,366	179,124,000	1,275,634	180,399,634
	3 河川費	10,217,000	9,805,165	0	411,835	411,835
	4 港湾費	6,189,000	6,145,849	0	43,151	43,151
	5 下水道費	39,820,000	38,820,000	0	1,000,000	1,000,000
	6 住宅費	255,003,000	118,159,437	136,467,000	376,563	136,843,563
	7 空港費	22,094,000	21,137,992	0	956,008	956,008
9	消防費	120,385,000	54,032,736	65,782,000	570,264	66,352,264
	1 消防費	120,385,000	54,032,736	65,782,000	570,264	66,352,264
10	教育費	668,733,000	384,700,956	276,391,000	7,641,044	284,032,044
	1 教育総務費	61,037,000	60,278,584	0	758,416	758,416
	2 小学校費	33,978,000	32,706,111	0	1,271,889	1,271,889
	3 中学校費	512,326,000	231,952,319	276,391,000	3,982,681	280,373,681
	4 幼稚園費	23,445,000	22,565,780	0	879,220	879,220
	5 社会教育費	16,850,000	16,520,560	0	329,440	329,440
	6 保健体育費	21,097,000	20,677,602	0	419,398	419,398
11	災害復旧費	78,033,000	30,642,284	46,424,000	966,716	47,390,716
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	78,032,000	30,642,284	46,424,000	965,716	47,389,716
12	公債費	175,860,000	174,930,193	0	929,807	929,807
	1 公債費	175,860,000	174,930,193	0	929,807	929,807

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較
13 諸 支 出 金		5,194,000	5,194,000	0	0	0
	2 公 営 企 業 費	5,194,000	5,194,000	0	0	0
14 予 備 費		176,000	0	0	176,000	176,000
	1 予 備 費	176,000	0	0	176,000	176,000
歳 出 合 計		2,935,670,000	2,118,905,613	735,768,000	80,996,387	816,764,387

歳入歳出差引残額

146,000,336円

平成27年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第2号

平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥209,171,898
 歳出決算額 ￥185,182,828
 歳入歳出差引額 ￥23,989,070

平成27年8月14日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

平成26年度国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥209,172
2	歳 出 総 額	￥185,183
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥23,989
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥23,989
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	￥0

平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	国民健康保険税	27,943,000	37,423,957	29,943,600	0	7,480,357	2,000,600
	1 国民健康保険税	27,943,000	37,423,957	29,943,600	0	7,480,357	2,000,600
2	分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
3	使用料及び手数料	2,000	50,900	50,900	0	0	48,900
	2 手数料	2,000	50,900	50,900	0	0	48,900
4	国庫支出金	57,508,000	78,188,114	78,188,114	0	0	20,680,114
	1 国庫負担金	35,043,000	44,171,114	44,171,114	0	0	9,128,114
	2 国庫補助金	22,465,000	34,017,000	34,017,000	0	0	11,552,000
5	療養給付費交付金	0	0	0	0	0	0
	1 療養給付費交付金	0	0	0	0	0	0
6	前期高齢者交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 前期高齢者交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
7	県支出金	11,111,000	14,120,101	14,120,101	0	0	3,009,101
	1 県負担金	871,000	1,236,101	1,236,101	0	0	365,101
	2 県補助金	10,240,000	12,884,000	12,884,000	0	0	2,644,000
8	連合会支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 連合会補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
9 共同事業交付金		23,968,000	28,783,474	28,783,474	0	0	4,815,474
	1 共同事業交付金	23,968,000	28,783,474	28,783,474	0	0	4,815,474
10 繰入金		53,455,000	35,902,529	35,902,529	0	0	△17,552,471
	1 一般会計繰入金	53,454,000	35,902,529	35,902,529	0	0	△17,551,471
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
11 繰越金		21,979,000	21,979,032	21,979,032	0	0	32
	1 繰越金	21,979,000	21,979,032	21,979,032	0	0	32
12 諸収入		4,000	204,148	204,148	0	0	200,148
	1 延滞金及び過料	2,000	57,800	57,800	0	0	55,800
	2 預金利子	1,000	6,213	6,213	0	0	5,213
	4 雑入	1,000	140,135	140,135	0	0	139,135
歳入合計		195,973,000	216,652,255	209,171,898	0	7,480,357	13,198,898

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		9,690,000	9,109,608	0	580,392	580,392
	1 総務管理費	9,616,000	9,080,764	0	535,236	535,236
	2 徴税費	42,000	7,844	0	34,156	34,156
	3 運営協議会費	32,000	21,000	0	11,000	11,000
2 保険給付費		104,266,000	96,737,204	0	7,528,796	7,528,796
	1 療養諸費	87,858,000	81,796,192	0	6,061,808	6,061,808

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
2 保険給付費	2 高額療養費	13,026,000	11,569,332	0	1,456,668	1,456,668
	3 出産育児諸費	3,362,000	3,361,680	0	320	320
	4 葬祭諸費	20,000	10,000	0	10,000	10,000
3 後期高齢者支援金等		24,796,000	24,794,524	0	1,476	1,476
	1 後期高齢者支援金等	24,796,000	24,794,524	0	1,476	1,476
4 前期高齢者納付金等		7,423,000	7,421,219	0	1,781	1,781
	1 前期高齢者納付金等	7,423,000	7,421,219	0	1,781	1,781
5 老人保健拠出金		2,000	978	0	1,022	1,022
	1 老人保健拠出金	2,000	978	0	1,022	1,022
6 介護納付金		14,185,000	14,184,946	0	54	54
	1 介護納付金	14,185,000	14,184,946	0	54	54
7 共同事業拠出金		28,235,000	27,342,982	0	892,018	892,018
	1 共同事業拠出金	28,235,000	27,342,982	0	892,018	892,018
8 保健事業費		3,707,000	3,428,398	0	278,602	278,602
	1 特定健康診査等事業費	1,549,000	1,463,168	0	85,832	85,832
	2 保健事業費	2,158,000	1,965,230	0	192,770	192,770
9 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
10 公債費		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 公債費	2,000	0	0	2,000	2,000
11 諸支出金		2,165,000	2,162,969	0	2,031	2,031
	1 償還金及び還付加算金	2,165,000	2,162,969	0	2,031	2,031

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
12	予備費	1,501,000	0	0	1,501,000	1,501,000
	1 予備費	1,501,000	0	0	1,501,000	1,501,000
歳出合計		195,973,000	185,182,828	0	10,790,172	10,790,172

歳入歳出差引残額

23,989,070円

平成27年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第3号

平成26年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥ 7,581,109
 歳出決算額 ￥ 6,377,967
 歳入歳出差引額 ￥ 1,203,142

平成27年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成26年度後期高齢者医療特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	¥7,581
2	歳 出 総 額	¥6,378
3	歳 入 歳 出 差 引 額	¥1,203
4	(1) 継続費逓次繰越額	¥0
	(2) 繰越明許費繰越額	¥0
	(3) 事故繰越し繰越額	¥0
	計	¥0
5	実 質 収 支 額	¥1,203
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	¥0

平成26年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 後期高齢者医療保険料		4,571,000	4,173,255	3,970,465	0	202,790	△600,535
	1 後期高齢者医療保険料	4,571,000	4,173,255	3,970,465	0	202,790	△600,535
2 使用料及び手数料		1,000	2,700	2,700	0	0	1,700
	1 手数料	1,000	2,700	2,700	0	0	1,700
3 寄附金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 寄附金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 繰入金		3,755,000	3,607,163	3,607,163	0	0	△147,837
	1 一般会計繰入金	3,755,000	3,607,163	3,607,163	0	0	△147,837
5 繰越金		1,000	598	598	0	0	△402
	1 繰越金	1,000	598	598	0	0	△402
6 諸収入		2,000	183	183	0	0	△1,817
	2 償還金及び還付加算金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	3 預金利子	1,000	183	183	0	0	△817
歳入合計		8,331,000	7,783,899	7,581,109	0	202,790	△749,891

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		33,000	10,590	0	22,410	22,410
	1 総務管理費	32,000	10,340	0	21,660	21,660
	2 徴収費	1,000	250	0	750	750
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		8,296,000	6,367,377	0	1,928,623	1,928,623
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	8,296,000	6,367,377	0	1,928,623	1,928,623
3 諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 償還金及び還付金	1,000	0	0	1,000	1,000
4 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		8,331,000	6,377,967	0	1,953,033	1,953,033

歳入歳出差引残額

1,203,142円

平成27年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第4号

平成26年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥753,525,503
 歳出決算額 ￥650,943,671
 歳入歳出差引額 ￥102,581,832

平成27年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成26年度航路事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	￥753,526
2	歳 出 総 額	￥650,944
3	歳 入 歳 出 差 引 額	￥102,582
4	(1) 継続費逡次繰越額	￥0
	(2) 繰越明許費繰越額	￥0
	(3) 事故繰越し繰越額	￥0
	計	￥0
5	実 質 収 支 額	￥102,582
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	￥0

平成26年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入		625,360,000	707,178,208	681,134,371	0	26,043,837	55,774,371
	1 運航収入	619,355,000	701,483,012	675,439,175	0	26,043,837	56,084,175
	2 営業収益	2,723,000	2,446,800	2,446,800	0	0	△276,200
	3 営業外収益	3,282,000	3,248,396	3,248,396	0	0	△33,604
2 繰越金		72,391,000	72,391,132	72,391,132	0	0	132
	1 繰越金	72,391,000	72,391,132	72,391,132	0	0	132
3 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		697,752,000	779,569,340	753,525,503	0	26,043,837	55,773,503

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 運航費用		434,867,000	402,492,401	0	32,374,599	32,374,599
	1 旅客費	3,435,000	2,965,731	0	469,269	469,269
	2 自動車航送取扱費	358,000	262,002	0	95,998	95,998
	3 貨物費	633,000	473,130	0	159,870	159,870
	5 燃料潤滑油費	189,203,000	162,725,669	0	26,477,331	26,477,331
	6 養缶水費	1,030,000	991,192	0	38,808	38,808
	7 港費	1,170,000	1,055,874	0	114,126	114,126

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 運航費用	8 雑費	1,212,000	1,105,115	0	106,885	106,885
	9 船費	237,826,000	232,913,688	0	4,912,312	4,912,312
2 営業費用		98,834,000	95,008,670	0	3,825,330	3,825,330
	1 保険料	5,408,000	5,237,957	0	170,043	170,043
	3 船舶傭船料	2,915,000	2,903,000	0	12,000	12,000
	4 航路付属施設費	6,448,000	5,671,382	0	776,618	776,618
	5 店費	84,063,000	81,196,331	0	2,866,669	2,866,669
3 財産費		136,784,000	136,783,000	0	1,000	1,000
	1 普通財産費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 積立金	136,783,000	136,783,000	0	0	0
4 事業税費		16,660,000	16,659,600	0	400	400
	1 営業外費用	16,660,000	16,659,600	0	400	400
5 公債費		0	0	0	0	0
	1 公債費	0	0	0	0	0
6 予備費		2,684,000	0	0	2,684,000	2,684,000
	1 予備費	2,684,000	0	0	2,684,000	2,684,000
8 諸支出金		7,923,000	0	0	7,923,000	7,923,000
	1 繰出金	7,923,000	0	0	7,923,000	7,923,000
歳出合計		697,752,000	650,943,671	0	46,808,329	46,808,329

歳入歳出差引残額

102,581,832円

平成27年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第5号

平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥ 91,154,999
 歳出決算額 ￥ 90,666,550
 歳入歳出差引額 ￥ 488,449

平成27年8月14日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

平成26年度簡易水道事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	¥91,155
2	歳 出 総 額	¥90,667
3	歳 入 歳 出 差 引 額	¥488
4	(1) 継続費逓次繰越額	¥0
	(2) 繰越明許費繰越額	¥0
	(3) 事故繰越し繰越額	¥0
	計	¥0
5	実 質 収 支 額	¥488
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	¥0

平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 簡易水道事業収入		29,750,000	42,421,682	33,355,261	0	9,066,421	3,605,261
	1 営業収入	29,750,000	42,421,682	33,355,261	0	9,066,421	3,605,261
2 財産収入		1,000	2,048	2,048	0	0	1,048
	1 財産運用収入	1,000	2,048	2,048	0	0	1,048
3 繰入金		63,951,000	56,560,000	56,560,000	0	0	△7,391,000
	1 繰入金	63,951,000	56,560,000	56,560,000	0	0	△7,391,000
4 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 県支出金		2,076,000	1,049,000	1,049,000	0	0	△1,027,000
	1 県補助金	2,076,000	1,049,000	1,049,000	0	0	△1,027,000
6 諸収入		1,000	17,100	17,100	0	0	16,100
	1 雑収入	1,000	17,100	17,100	0	0	16,100
7 繰越金		171,000	171,590	171,590	0	0	590
	1 繰越金	171,000	171,590	171,590	0	0	590
8 村債		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
歳入合計		95,953,000	100,221,420	91,154,999	0	9,066,421	△4,798,001

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 簡易水道事業費		44,483,000	42,556,011	0	1,926,989	1,926,989
	1 営業費	44,483,000	42,556,011	0	1,926,989	1,926,989
2 公債費		51,469,000	48,110,539	0	3,358,461	3,358,461
	1 公債費	51,469,000	48,110,539	0	3,358,461	3,358,461
3 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		95,953,000	90,666,550	0	5,286,450	5,286,450

歳入歳出差引残額

488,449円

平成27年5月31日提出

座間味村長 宮里 哲

認定第6号

平成26年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥ 56,592,984
 歳出決算額 ￥ 56,322,390
 歳入歳出差引額 ￥ 270,594

平成27年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成26年度下水道事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	¥56,593
2	歳 出 総 額	¥56,322
3	歳 入 歳 出 差 引 額	¥271
4	(1) 継続費逡次繰越額	¥0
	(2) 繰越明許費繰越額	¥0
	(3) 事故繰越し繰越額	¥0
	計	¥0
5	実 質 収 支 額	¥271
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	¥0

平成26年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 下水道収入		10,500,000	13,401,967	11,608,964	0	1,793,003	1,108,964
	1 下水道収入	10,500,000	13,401,967	11,608,964	0	1,793,003	1,108,964
3 国庫支出金		6,000,000	6,000,000	6,000,000	0	0	0
	1 国庫補助金	6,000,000	6,000,000	6,000,000	0	0	0
4 繰入金		39,820,000	38,820,000	38,820,000	0	0	△1,000,000
	1 繰入金	39,820,000	38,820,000	38,820,000	0	0	△1,000,000
5 繰越金		164,000	164,020	164,020	0	0	20
	1 繰越金	164,000	164,020	164,020	0	0	20
6 村債		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
歳入合計		56,487,000	58,385,987	56,592,984	0	1,793,003	105,984

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 下水道事業費		27,920,000	27,759,624	0	160,376	160,376
	1 下水道事業費	27,920,000	27,759,624	0	160,376	160,376

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
2 公 債 費		28,566,000	28,562,766	0	3,234	3,234
	1 公 債 費	28,566,000	28,562,766	0	3,234	3,234
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		56,487,000	56,322,390	0	164,610	164,610

歳入歳出差引残額

270,594円

平成27年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第7号

平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥ 14,810,449
 歳出決算額 ￥ 14,590,396
 歳入歳出差引額 ￥ 220,053

平成27年8月14日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

平成26年度漁業集落排水事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	¥14,810
2	歳 出 総 額	¥14,590
3	歳 入 歳 出 差 引 額	¥220
4	(1) 継続費逡次繰越額	¥0
	(2) 繰越明許費繰越額	¥0
	(3) 事故繰越し繰越額	¥0
	計	¥0
5	実 質 収 支 額	¥220
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	¥0

平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		4,528,000	4,962,111	4,809,321	0	152,790	281,321
	1 下水道収入	4,528,000	4,962,111	4,809,321	0	152,790	281,321
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		10,121,000	9,921,000	9,921,000	0	0	△200,000
	1 繰入金	10,121,000	9,921,000	9,921,000	0	0	△200,000
6 繰越金		80,000	80,128	80,128	0	0	128
	1 繰越金	80,000	80,128	80,128	0	0	128
7 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		14,733,000	14,963,239	14,810,449	0	152,790	77,449

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 漁業集落排水事業費		8,177,000	8,037,606	0	139,394	139,394
	1 漁業集落排水事業費	8,177,000	8,037,606	0	139,394	139,394
2 公 債 費		6,555,000	6,552,790	0	2,210	2,210
	1 公 債 費	6,555,000	6,552,790	0	2,210	2,210
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		14,733,000	14,590,396	0	142,604	142,604

歳入歳出差引残額

220,053円

平成27年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第8号

平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥ 5,073,484
 歳出決算額 ￥ 4,992,109
 歳入歳出差引額 ￥ 81,375

平成27年8月14日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

平成26年度農業集落排水事業特別会計

(単位：千円)

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	¥5,073
2	歳 出 総 額	¥4,992
3	歳 入 歳 出 差 引 額	¥81
4	(1) 継続費逡次繰越額	¥0
	(2) 繰越明許費繰越額	¥0
	(3) 事故繰越し繰越額	¥0
	計	¥0
5	実 質 収 支 額	¥81
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額	¥0

平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		642,000	662,775	660,276	0	2,499	18,276
	1 下水道収入	642,000	662,775	660,276	0	2,499	18,276
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		4,379,000	4,379,000	4,379,000	0	0	0
	1 繰入金	4,379,000	4,379,000	4,379,000	0	0	0
6 繰越金		34,000	34,208	34,208	0	0	208
	1 繰越金	34,000	34,208	34,208	0	0	208
7 村債		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 村債	2,000	0	0	0	0	△2,000
歳入合計		5,060,000	5,075,983	5,073,484	0	2,499	13,484

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 農業集落排水事業費		3,278,000	3,214,029	0	63,971	63,971
	1 農業集落排水事業費	3,278,000	3,214,029	0	63,971	63,971
2 公 債 費		1,781,000	1,778,080	0	2,920	2,920
	1 公 債 費	1,781,000	1,778,080	0	2,920	2,920
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		5,060,000	4,992,109	0	67,891	67,891

歳入歳出差引残額

81,375円

平成27年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

○ 議長（宮里祐司）

以上で提出議案の説明は終わりました。

日程第7．認定第1号 平成26年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

決算のほうで直接のあれではないんですが、冒頭で、前にもあったと思いますが、この決算書の資料が非常に、いわゆるA4の縦て刷りの2枚で1つということで、段差がずれたりして、非常に照らし合わせにくい。前にも言われたと思います。できるのであれば、この備考欄が大きく空いているわけですから、A4の横にしても、そのほうが列とかですね、そのほうがスムーズに読み取りやすく、開くページのところも上の数字が入っていますので、ちょっと扱いにくいというその辺ですね。予算書も含めてですよ。こういったやりやすい方法を。以前はA4の大きい用紙でやっていたというときもありましたから、そういったのはちょっと読みやすいような方法の書類づくりをお願いしたいと思います。直接決算とは関係ないんですが、冒頭からその辺を読みやすい、扱いやすいような書面づくりをお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

じゃあ、歳入のほうから。もちろん全協でもある程度はあったんですけど、議案配付が二日前、私は都合上、前日にももらったわけなんですけど、言い訳がましいんですけど、この決算に関してはですね、きょうは傍聴人もいらっしゃいます。先輩議員もいらっしゃいますけど、前期の行動は全議員、我々は去年の9月から議員になったわけで、なかなか理解しにくいところもありますけど、それを理解するのがまた我々の役目でもあるんですけど、全協と若干ダブるところもあると思うんですけど、なぜ全協でも説明したのということ、ちょっとアチハティナイですね、我々も一生懸命それに対して皆さんに再度聞くこともありますので、その辺は御了承していただきたいと思います。

じゃあ、まず歳入はですね、12ページ、13ページをお開きください。ここの固定資産税、滞納繰越分、調定額が1,907万300円、収入が332万1,900円で未収入額が1,574万8,400円と。きょう、みなさんがお配りした朝の資料の中にも、ちょうど2行目の固定資産税17.4%と立派に資料が、私は実を言うと、この資料が欲しくて要望しようと思っていたんですけども、執行部の皆さん、よくお気づきで、こういうきれいなものが出てきてですね、後で中身もきれいに精査しながら、またこれと重複するのがこれから先、出てきはします。皆さんは徴収特別委員を設けているというような話も全協でしていたんですけど、この17.4%、私、去年も平成25年度の市町村課が出した各市町村別の滞納、あるいは実績等も含めて、どういうふうな対策をしているかということも去年の12月定例会にお聞きした経緯があります。この17.4%の滞納分に関してですね、本当に今後どういうふうな取り組みをしていくのか。それと、これは後でほかの税にもかかわってきますけど、今からそう言うのもちょっとおかしいんですけども、これに対して、滞納して取れない分に対しての欠ということも含めて考えているのかですね。要するに貸し倒れです。そういうことも含めて考えているのか、あるいは取れない理由は何なのか、それを再度聞かせていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美政策調整監。

○ 政策調整監（宮平真由美）

ただいまの宮平喜文議員の質問に対してお答えさせていただきます。全協でも申し上げましたとおり、プロジェクトチームは現年度分を中心に徴収のほうを努力してまいりました。結果、この表でもおわかりになるとおり合計98.7%という非常に高い収納率を上げてございます。これは前年度に比べまして非常に高いものだと思っております。固定資産はですね、金額が非常に大きいところがまだ残っております。もちろん現年度分を取りながら過年度分ということで、このような低い数値になっております。また、公表される数字に関しては、現年度分と過年度分を合計してのものでありますので、どうしても低くなってしまっております。今後ですね、滞納者、悪質な滞納者に関しましては、事業主におきましてはホームページからの削除、それから応じない方に関しましては滞納処分という形で、こちらのほうもですね進めていきたいと思っております。

済みません。滞納処分ではなく差押えですね。きのうおっしゃいました、このまま貸し倒れというお話なんですけれども、確かに貸し倒れとなると、また村の財政が非常に損害をこうむってしまいますので、そうならないようにですね誓約書、それから分納という形で徴収のほうは進めております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

それは現年度分と繰越分との比率でそうなっているということでありまして、当然これはですね、また県のほうからも来年あたりはまた各市町村の実績も出てきますので、やはり本村としても、そういうのがやはり下位のほうに甘んじたら、どうしても恥ずかしいケースでありますし、それから貸し倒れの部分に関してもですね、本当にもう亡くなっていないとかですね、あるいは、これは後々、次もいろいろ船舶の問題とか、その面でもそういうことが多少出てきますけど、本当に取れないのをそのまま置いてですね、ずっと滞納で棒で残っているということは、率もなかなか減らないですし、その辺はですね、やはりうまく調整しながらですね、少しでもそういうのが改善されるよう、今後求めてまいりたいと思います。この件に関してはいろいろと事あるごとにお聞きしようと思っておりますけど、なぜそういうかという、やはりこの監査委員意見書の中にもですね、どうしても一般財源、それからそういった財源を生む率が非常に少ないと。だから地方税に頼らざるを得ないと。自主財源が非常に乏しいということも冒頭にそれは書いてあるはずなんです。それからすると、やはりどうしてもこの自主財源というものはやはり確保するというので、担当も一緒になってですね、その辺は我々議員も含めてですね、この辺のものに関してはもっと真剣に捉えていただきたい。ですから、特別徴収対策チームであるという名前だけではなく、実際に活動もしながらですね、これに対して全力で要求していただきたいと思っております。

大まかに聞いていきます。また歳入ですね。16、17ページをお開きください。先ほど秀克議員からもあったんですけど、なかなかこの横が合わせづらくてですね、私も眼鏡をかけてやるもので、ちょっと数字の横がずれたりするんですけど、総務使用料の中の住宅使用料、これがですね調定額が1,765万6,812円、収入済額が1,632万3,492円で、まだ未収入がですね133万320円あるということですね、これはいつごろからそれぐらいあるのか、それとも何件あるのか、同じ人なのか。村営住宅に入っている以上はですね、やはりこれは当然納めるべきものでありますし、その辺の詳細をちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美政策調整監。

○ 政策調整監（宮平真由美）

済みません、詳細についてはですね、今ちょっと手持ちの資料がございませんが、住宅の使用料に関しま

しては提出した方も含まれております。また、過去においては今、分納していただいている状態で、現年度分99.9%でございますが、平成26年度分は100%の収納率になっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これはよくわかりました。じゃあ、そのすぐ下、有償バス使用料。調定で350万2,740円という収入が入っていますが、これの収支決算、それから採算はとれているのかどうか。それをお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

有償バス使用料なんですけど、これに関しては年々お客さんがふえてですね、非常に率としては伸びてはいるんですけど、収支のほうに関してはある程度ペイできています。ただ、やはり観光客が伸びたおかげで古座間味、阿真に関してはなかなか二往復とかという形でバスに乗りきれないような状況にも繁忙期は陥っています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

その件に関してですが、若干関連することでお聞きします。これはですね村長、民間に委託する考えはないですか。これは採算が取れるというような見通しがついていれば。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいま私どもの村で行っている公共交通機関と言いますと、公共ではないんですが、座間味島にタクシー1台、阿嘉島にタクシー1台と座間味村行政で運営をしているコミュニティバスですね。いわゆる有償運送と言われているやつです。道路交通法が3年、もうちょっと前ですか四、五年前にたしか変わってですね、これまでできていた有償運送ができなくなっております。これまでできていたのは、座間味村が行政として許可をいただき、座間味村が委託をする形で個人が有償バスを走らせるという環境がありましたが、運送法が変わりまして、それができなくなりました。そのかわり、やるのであれば個人がしっかりと資格を取って、その免許を含めた資格を取って、ちゃんとしたバスを購入して事業所として届出をして、法律に基づいて運送をしなければいけないということでありまして、私たちも当初はそのほうがいいということで、できる方がいればやっていただきたいという話をさせていただいていたところなんですが、現状としてはですね、今、例えば白浜さんが乗り合いバスではなくて貸し切りバスの資格を持っております。ただ、乗り合いバスになりますと、さらに資格のハードルが高いのか、なかなか免許が取れない状況があるというふうに聞いておまして、それができない限りはなかなか難しいだろうということで、私たちがコミュニティバスを走らせているという状況でございます。したがって、個人がやるとすればですね、またそれなりに資格を取ってくれば、最終的に私たちがそれを移管するというのも1つの選択肢として残っているかと思いますが、今のところはですね、私たちのほうで観光客のニーズ、あるいは住民のニーズに応えるようにしっかりと運行させていただいているという状況です。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ありがとうございました。その辺は私たちも勉強しながらやっています。村長、最後におっしゃいました観光客のニーズというふうにおっしゃいました。実はですね、今これは阿真区からの苦情なんですけど、キャンプ場ですね、高速船がこの夏場、9時でもそうなんですけど、座間味に入ってくるのが5時10分ですね。そうするとバスが5時半ぐらいからない。それからキャンプ場が閉まっている。その最終便の方が、外人だろうが日本人だろうが、キャンプ場へ行くと窓口も閉まっていて、ここから来た人たちの足がなくて、結局、そのキャンプ場の入り口の近辺、トイレ近辺でそういう人たちが夕方の便に来て、なかなかそういう係の説明もなしに、この辺にたむろしている。変な言い方ですけど、これの処理の仕方が、非常に常設としてまずいんじゃないかということで地域からも声が上がって来てですね、これが夜の問題化とか、あるいは騒がしい問題化に進んでるんじゃないかということをお指摘されてはいるんですけど、その辺に関してどう思いますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美政策調整監。

○ 政策調整監（宮平真由美）

ただいまの御質問について、私のほうから答えさせていただきます。確かにそのような苦情があるかと思いましたが、キャンプ場の窓口のほうにですね、そのようなことがないように、最終のバスが来るまで受付のほうはするようにと伝えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは今、船舶参事、最終バスは今何時になっていますか。ちょっと済みません、私もわからなくて。合わせてそのキャンプ場の窓口の方々の嘱託者、臨時職員の勤務時間、それも合わせてお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美政策調整監。

○ 政策調整監（宮平真由美）

勤務時間に関しては8時間でございますが、時間に差をつけてですね、早出、それから遅出と分けておまして、残業が発生しないような形でローテーションを回しています。シフトのほうもですね、うまく組まれていて、今いる人以外に英語のできる1人を採用しておりますので、その辺は注意はしております。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

夏場の最終は5時50分ですね。今現在は5時半ですね。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。それからすると、最終便が入って、まだ係の方はバスは動いているけど、今さっき言ったように、係の方が時と場合によってはいないときがあるということも当然あるわけですね。その辺はさっき調整監がおっしゃったように調整してですね、しゃれではないんですけど、治安維持のために非常に最近は何人も多くなって、非常にうるさいということを地域からも聞いておりますので、その辺、努めてこれからも注意してやっていただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

16、17の部分、先ほど喜文議員が言った住宅使用料133万3,320円の滞納と。そんなに家賃の支払いが悪いのかなと思って、きょうのリスト表を見たらですね、現年度分はほとんど100%なんですよ。だからこれ、ほとんど滞納分なんですね。村民税とか固定資産税は区分で、現年滞納者分で分けて、これはもう合算されていますので、せっかく備考欄があるんですから、滞納分が幾らと書いたほうが、これは現年度でやられたらと思っておりますので、この区分分けでそれができないんだったら備考欄に。そうしたら今住んでいる方々はほとんど家賃滞納はないんだというふうに、信頼感も生まれますので。反面、こんなに滞納者がいるんだというのがわかります。その項目でこれがつくられたら、備考欄ですね、ほとんど空欄なんです。備考欄をもっと活用してもらえればと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

54ページの林業振興費のほうで、公有財産購入費で230万円になっていますが、これほどこの土地を指していますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

この230万円はですね、現在、阿真地区のほうで県の事業で森林の関係で遊歩道の工事をしていると思うんですが、その土地の用地買収です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

そこの地主は誰かとかというのはお答えできるんですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

ちょっと個人情報に当たる可能性がありますので、控えさせていただきますと思います。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

今の件なんですけど、公有財産のほうで、今まで畑として430平米という面積が上がってきているんですが、それがそこに支払われた金額ということですか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

基礎決算資料の附属資料についているとおりの用地費になります。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

地目が畑となっていますが、畑として村が使用するという形で購入したのか、それとも先ほど公園として使用するために購入をしたのかどうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

これは現在、県の南部林業事務所がやっている工事ですけれども、畑としての買い上げではありません。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

私の記憶では、こういうのは農業委員会へ諮らないでも村が畑を購入というのは可能なんではないでしょうか。それとも農業委員会に諮って畑を取得したということですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

この土地の買い上げについてはですね、以前から交渉がされているようなんですけれども、今ここで、申しわけないんですが、農業委員会の議決を経たかどうかというのは今、即答することができません。申しわけございません。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

私からは歳入にはそれだけにしてですね、歳出のほうをちょっとお伺いします。32ページ、33ページ、財産管理費積立金511万7,000円というのがあるんですけど、これたしか年2回ぐらい補正をしているんですね。1回かな、6号補正かな。補正もしているのに、支出が全くゼロという形になっているんですけど、その説明ちょっといいですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美政策調整監。

○ 政策調整監（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。これは基金の調査の積立金でございます。全額崩してですね、再

度基金に積み立てるつもりでございましたが、この部分に関しましては基金を取り崩さなかったものですから、執行しておりません。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。これは全協でも少しお聞きしました。42ページ、43ページ、歳出のほうをお開けください。11款の老人福祉費の負担金補助及び交付金の不用額が188万5,604円というふうに出ております。全協では社協の職員がなんやかんやということをお聞きした覚えがありますが、もう一度御説明お願いできますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの確認事項ですが、老人福祉費ということで、住居の180万円近くだと思います。これにつきましては188万2,000円、いわゆる島嶼型福祉サービスということで、国から補助金をいただいて地元の法人のほうへ流す補助金となっています。当初は1,000万円近くの補助を見込んでいたんですけども、その中のサービスの1つ、小規模多機能という事業サービスで黒字に転じたということで、3月に。この分については赤字ではなかったと。本来、この部分は赤字の補填での補助金ではあったんですけども、これについては3月で不用が生じたということで、補助金を支出しなかったということで、188万2,000円が残った次第です。それと、先ほど社会福祉協議会のお話について、1目のほうの19節で110万円近くが残っていると。これにつきましては社会福祉協議会の臨時職であります方が半年お産休暇ということで、事業及び手当等、臨時職の手当とあわせて社協の事業、保育事業等のサービスを実施しなかったということで、予算をまだ支出しなかったということで残っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

済みません、私の勘違いで。ありがとうございます。聞いているのは交互して済みません。

じゃあ次に行きたいと思います。50ページから51ページ、算出の。工事請負費が900万円余っております。これは塵芥処理費のところなんですけど、これは前回、全協で聞いたときに、一括交付金の事業の関連だというふうに聞いた覚えがありますが、900万円というふうにありますので、そこら辺、御説明お願いできますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの確認事項であります。一括交付金による残額となっております。内容としましては阿嘉島に設置しました生ごみ関係の機器を、当初は外のほうに建屋をつくって、その中に設置するというふうには調整しておりましたが、機械をこちらのほうに持ってきてですね、既存の建屋の中に納まるということが判明してですね、既存の屋根もとりわけ狭いということで、新たに建屋をつくるのではなくて、既存の施設を利用して、その中に設置を行うという方向に途中で変えました。その機械がですね、しっかりと中に納まって稼働、電気の件もクリア、水の件もクリアしたということで、既存の建物を利用して設置したために、建屋が一切不用ということになって、最終的には900万円の不用が生じております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。この900万円というのは一括交付金の件ですから、結局、返納という形になるわけですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

議員の言ったとおり不用ということで、900万円は申請をしてなくてですね、補助金がこちらに8割は入ってこないという状況となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。続いて行きたいと思います。次は56ページ、57ページをお開けください。商工費、商工総務費負担金、ここにも463万3,400円の不用額が出ております。これも恐らく一括交付金関係も含めて、当初これは2つ、3つぐらいの事業があったと思いますが、その辺の説明をちょっと。不用額とその事業の説明を少し補足していただけますか、よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

これはですね、ヘリコプターのアイラス航空に出している補助金なんですけれども、一昨年でしたか、事故がありまして、運休の期間が結構ありまして、その分の支出が約300万円ぐらい余ってしまっております。これが大きな要因です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

アイラスの運休が大きな原因ですが、この中には島ちゃびとか観光受け入れ事業関連の事業等も含まれていましたかね、ちょっとお聞きします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

島ちゃび以外の観光受け入れ拠点事業と、あと現場の観光支援事業に関するものが100万円以上のものの不用が出ています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

間違いなくそれがあるといことですね。その確認です。それとですね、同じページの観光費の13節委託料、そこにも180万4,148円という不用額が出ています。その不用額の主な要因を教えてください。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

これはですね、ライフセーバーに関する委託金、契約できなかった分が余った部分ですね。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。これは例のダイバーズなんかかかんとか、よくコマーシャルをやっていましたよね。これとの関連性は全くないんですか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

これに関してはダイバーズとは関係ないですね。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ちょっとまた歳入に戻るんですが、固定資産税の滞納繰越の部分が平成23年度から平成25年度まで順調に推移してグラフでよくわかるんですけど、極端な落ち方の原因がわかればお教え願います。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美政策調整監。

○ 政策調整監（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。実は平成25年度、急激な伸びを示したのはですね、差押えの処分をしていたところがですね、大口を払っていただくことができまして、急に伸びてございます。済みません、これはですね現年度分に力を入れたため、過年度分の徴収が難しかったということになっています。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これは特会も含め、見ると、現年度分が非常にいいし、本当に100%に近くてですね、過年度分もですね、頑張って前年度より上げて、住宅はちょい伸びたけど、ほとんどのものは過年度は伸びていない。固定資産だけ落ち込んでいるんですね。だから、ほかにも現年度分は頑張って過年度分も上がっていると。固定資産だけが落ち込み方が余りにも急過ぎるので、どうしたのかなと思ったんですけど、現年度分に力を入れている。要は平成27年度はぜひ繰り越しもできるだけ、この緑色のラインができるだけ80%を超えるよう

にですね、プロジェクトチームもつくっているでありますでしょうし、頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これは読み上げたら相当切りがないですから、1つにまとめてお答えしていただきたい。繰越明許費が出て、非常に多いんですね。とりあえず土木費から、それからその中にも道路橋りょうとか、それから、とにかく億単位で消防とかたくさんあるんですけど、監査委員はもちろん健全で15%で非常にいい形で推移しているという形で意見書等には載ってはいるんですけど、この繰越明許費のですね、私が今言いたいのは、今後いつまでにその事業をやるか。前回10日の事前説明会の中では、繰り越しで例えば阿佐の村営住宅は9,000万円できたんですけど、同じ規模のやつが今後は1億5,000万円かかるというような話がありました。遅れば遅れるほど単価も高くなっていくし、当然、起債もだんだん多くなっていくと思えますし、そうすると、そういった健全比も今は15なんですけど、3年後、5年後、8年後に3%、5%、8%と上がっていく。18、20とかですね。上がっていくはしないかということで、非常に懸念される場所ですけれども、要は何が言いたいかというと、この繰越明許費のこれだけたくさんある億単位のやつですね、今後、この議会が終わってからですね、こういった形でこの事業に関しては、とりあえずいつまでにやりますということで、各課にまたがるものを、できたら欲しいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の御指摘のとおりですね、繰越明許の項目が非常に多くなっております。この要因にもいろいろありますが、まず先にですね、先ほど御指摘があったように繰り越しをすることによって工事費がかさんで、一般財源の持ち出しが多くなる。あるいは借金が多くなるのではないかと御指摘、これもう全くゼロではないというふうに考えておりますし、多少のことはあると思っております。ただですね、行政運営をさせていただく中で、非常に景気が日本国は今よくなってきておまして、アベノミクスとかいろいろありますし、オリンピック景気等々も含めて鉄の需要から建設、土木建築の需要が多くなっております。そういう状況の中で、まず道路に関して、土木、建築、全般的にそうなんですけど、そういう意味で入札にかけてもですね、なかなか入札が成立をしない。つまり辞退をしましてですね、落札業者がないということで、入札を同じ物件でも2回、3回とかけてやっと落札をしてもらっているという状況。隣の渡嘉敷村に至っては、1億5,000万円から2億円ぐらいのやつを、結局、落とすことはできなくて、そのまま流したとかですね、いろいろな問題が生じているという外的な要因があるというのを、まず御承知おきいただきたいというふうに思っております。私といたしましても、財政運営はやはり単年度でやっていくべきだというのは大前提として持っておりますし、私以上に各課長がしっかりとその辺は把握をして、今月頭の会議の中でも課長のほうからしっかりと現年度で発注をかけられるように頑張っていきたいという言葉もいただいているので、ありがたいことなんですけど、いかんせん、なかなか今は社会情勢がですね、こういう状況でありまして、特に離島に関する建設事業はなかなか落ちない。学校でも3回目でたしか落ちたんですかね。そのような状況もありまして、簡単にはいかないと思いますが、その辺もしっかり私たちができる部分をやっていくことで、少しでも繰越明許の費用だけではなくて項目が減るような環境をつくっていくように努力をして

いきたいと思いますし、また、その中でも繰り越しをしたのもですね、一日も早く竣工ができるような環境をつくっていきたくて思っております。

それともう1つ、一括交付金関係でもですね、新規事業に関してはなかなか県や国とのやり取りに非常に時間がかかりまして、許可をいただくまでに時間を要しているものが現実です。新規事業に関しては早くても6月から7月にしか許可が出ませんので、それから入札の準備をして設計をして建物をつくると。そういうことになりますと、どうしても発注が10月を過ぎてしまったり、年を過ぎてしまつてということもありまして、全てがですね、すぐできる環境にないというのが現実でございます。いずれにせよ、できるだけ繰り越しが少なくなるような努力をさせていただくことと、今の繰り越しの事業がどれだけあつて、竣工がどれぐらいまでになされるのかという資料に関しましては、近々おつくりをさせていただいて、議員の先生方にお配りをさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ありがとうございました。私がですね、1つ気になって聞こうと思うのを今、村長にお答えいただいてありがとうございます。実を言うと、今、実績に伴って、先ほど総務課長からあつたように、一括交付金に関しては事業実績に伴って、もうやめたんだというふうなことを言って、気になるのはですね、もちろん一括交付金を取ってくる、そして事業を計画する。けれども、今おっしゃるように、なかなか県や国の進行が遅くて、なかなか年度内には予算が消化しきれない。あるいは事業執行しきれないと。恐らく担当職員においてもですね、非常に精一杯してもなかなかやりきれないという部分もあるはずですし、本村にしても、これだけいっぱい一括交付金の事業を取るのに、県の審査とか監査とか、あるいは評価として金を取るのに、なかなか事業が前に進まない。足りない市町村もあるのにとかということになってですね、ちょっといろいろな面で指摘を受けないようなことも含めてですね、やはり慎重に担当者も含めてですね、今後その一括交付金の事業に、もちろん金を取って事業を進めるといいことではありますが、最終的にできないものまでとってきて、結局、返さざるを得ないということにならないように、今後、その辺はもう少し十分な配慮をしてほしいなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

その辺の御指摘はしっかりと受けとめたいと思います。ただ、できないものを取ってきたということは1つもないということだけは御承知おきいただきたいと思います。やっていく中で不必要なもの、あるいはここまでいいものとか、その辺の精査をしていく上で一括交付金を借りるにしても、幾らかの借金は残るところもありますので、いかに私たちが一般財源を使わないで、今はフェリーをつくっております。庁舎もつくっております。そういう状況の中で、必要なものをしっかりとつくっていくんですが、あまり贅沢なものをつくらないとかですね。余分なものまでつくらないというようなことを各課長が担当に指導をしている中で、こういう状況になっておりますので、先ほどの建屋に関してもですね、今のところ阿嘉島の建屋は中に入れられるということであれば、その建屋をつくらないことによって、一般財源の持ち出しも多少は減りますし、そういうことも踏まえての判断だと、各課長の判断だと認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ありがとうございました。じゃあ、よろしく願いいたします。一般の歳入歳出に関しては私のほうは以上ですね。

○ 議長（宮里祐司）

それではほかに質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

56ページの3目漁港建設費の賃金は何の賃金ですかね。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

これはですね、阿真の港を平成25年から平成26年に繰り越して整備した事務費の分の賃金です。事業に係る事務費です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。これはいわゆる区民が草刈り等の賃金で40万円も余らせたらもったいないなと思いですね、事務費ですな、わかりました。

それと、今度の一般会計がですね、差し引き1億4,600万円、ここ数年ずっと1億円以上の差し引きが続いておりますが、これ予算の執行がですね、計上が適切であるのか。ずっと1億円以上が続いているんですが、想定内なのか想定外なのか、その辺お伺いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

私のほうから、この件につきましては。表紙のほうの歳入歳出の決算を差し引きますと1億4,600万円となっておりますが、次ページの、いわゆる実質収支というのがございます。これを確認していただきますと、この1億4,600万円のうち4番の繰り越しすべき財源、いわゆる国庫補助なり特定で定められた財源については9,100万円は除かせていただきますよと。これについては平成27年度に使い道が決まっておりますので、それを差し引いて最終的に5番の額が我々で言う本来の実質の黒字、5,400万円ということですね、確かに近年、1億円以上が続いておりますが、こういった財源も含めての1億円以上だったと。最近、この平成26年度の実質収支についてはですね、他の市町村と比べても予算の執行は適正であったのではないかと、私のほうでは思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成26年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第1号 平成26年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第8. 認定第2号 平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

10ページ、11ページをお開きいただけますか。これも同じようなことを言うんですけど、国保税滞納繰越額、調定額が607万8,457円に対して収入が125万4,180円と。未収入額が482万4,277円というふうにありますけど、これに対する御説明お願いできますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美政策調整監。

○ 政策調整監（宮平真由美）

プロジェクトの総括をしておりますので、私のほうでお答えさせていただきます。この繰り越しに関しましては、4の国保税滞納繰越分、5の介護納付金滞納繰越分、6の後期高齢者支援金滞納繰越分と、この3つが全て滞納繰越分になりますが、実は1件ですとね400万円近くの滞納者がございます。そのためにですね、この数字が出ております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。1件でも400万円という、全てこれを取ると、すぐに終わるという形になりますけど、どういう方がどうしているかわからないんですけど、でも頑張って取ってください。

今の話にまた戻りますけど、これって取れる確率、可能性ってあるんですか。これを聞きます。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美政策調整監。

○ 政策調整監（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、実はこの滞納者の方ですね、ほかの税、使用料等を滞納されております。チームで取り組んでやっておりますので、今まで、例えば貨物運賃に集中してしまえば国保税が払えない。国保税に集中すると固定資産税が払えないという状態が起きておりました。今回ですね、分納していただいておりまして、現年度分を中心ということ、現年度分のほうのお支払をしていただきました。今は誓約書を書いていただいておりまして、分納をしていただいております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

何回も同じことを言いますけれども、頑張ってください。よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第2号 平成26年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第9. 認定第3号 平成26年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

どの項目とも同じことを聞きますけど、10ページ、11ページを開けてください。さっき中村秀克議員が言ったように、なかなか横が合わせきれないもので、2の後期高齢者医療広域連合納付金に不用額が19万8,623円と出ていますけど、この説明お願いできますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

こちらにつきましては75歳以上の方が病気にかかった場合に、連合会へのお支払いの負担金となっております。今回ですね、予算のほうは見立てたんですけれども、病気の数が少なかったということでですね、費用の発生が生じなかったということで不用が生じております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。これは3月の議会をする時点では、その不用額が生じるということは読めなかったんですか。要するに補正減にするとか、そういう策を講じられるあれはなかったんですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

実はですね、この後期の見立てなんですけれども、実際に病気にかかってレセプトがおりてくるのが2カ月後であるということですね、我々もやはり人の病気が2カ月前にかかったというのが見込めないときもあってですね、やはりぎりぎりですというの非常に厳しいところがありまして、やはり余裕を持って予算のほうを組み立てさせていただいているというのが現状であります。ちょっと3月末での減額補正というのは、やはりリスクが高いので避けさせていただいております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

よくわかりました。ありがとうございます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これは全科目なんですけど、これでいうと5ページなんですけど、「平成26年5月31日提出、村長、宮里哲」これは決算の締め、議事録の締めに、これは監査に提出したという提出の意味でよろしいですか。これは全部の一般会計を今調べたらあるんですけど、いわゆる議事録で締めた分をこの監査に出したという日付の意味じゃなくて、年度終了ですね、締めに。これは何か変じゃないかなと思うんですけど。

○ 議長（宮里祐司）

野崎 進会計課長。

○ 会計課長（野崎 進）

今回の平成26年5月31日、機械でやっていて、ちょっと直せなかったのもそのまま出しています。済みませんでした。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成26年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第3号 平成26年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

日程第10. 認定第4号 平成26年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

またまた同じようなことを聞きます。2ページ、3ページの歳入がですね2,604万3,837円とあります。前回、全協で多少聞いたときにですね、そのうち、私の聞き間違いだったら済みません。2,300万円ぐらいが貨物運賃だというふうにお聞きしましたが、これの内訳等をもう一回御説明願えますか。

○ 議長(宮里祐司)

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事(大城 忍)

ただいまの宮平喜文議員の質疑についてお答えします。資料の8ページ、9ページ。9ページのほうに貨物の滞納が2,350万5,810円で、自動車航送が253万8,027円の内訳となっております。これは平成22年度からの滞納分になります。以上です。

○ 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

これも同じようなことを聞きますけど、これに対しての徴収見込みというのは、どの程度今お持ちなのか。先ほど調整監からもあったようにいろいろ徴収対策チームも設けて、こっちが取ればあっちが取れない。あっちが取ったらこっちはないとか、いろいろな話もありましたけど、船舶のほうとしては、その辺はどういうふうな感覚で現場を捉えているか。現状をお聞かせください。

○ 議長(宮里祐司)

宮平真由美政策調整監。

○ 政策調整監(宮平真由美)

ただいまのプロジェクトチームでこれも取り組んでおりますので、私のほうで答えさせていただきます。この滞納者の方には分納をさせていただいておりまして、確実に徴収をしている状況でございます。さらに加えて、滞納している方にはですね、料金を払ってからでないとお乗せしないということにしております。

○ 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

わかりました。これもですね、ちょっとお聞きします。これがですね、何年前からあるかどうか、そこは細かく聞いてはいませんが、取れないもの。前回、税金等でお話ししたんですけど、これで全くの行方不明、あるいは会社が潰れて、あるいは個人でトラックを持っているとかですね、全てそれも貸し倒れか何かで決算会議ではどうしようもないというのはないですか。ちょっとその辺お聞きします。

○ 議長(宮里祐司)

宮平真由美政策調整監。

○ 政策調整監（宮平真由美）

ただいまの御質疑ですが、不納欠損のことだと思います。確かにですね、不納欠損に値するというか、可能性のある亡くなった方、または居所不明の方は何人かいらっしゃいますので、その辺ですね、今後のプロジェクトの課題として取り扱っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。これは今後、そういう面に関しては削っていくということも多少考えられるわけですね。はい、わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

今の喜文議員からの同じところですね、村外の方もこれにはいらっしゃるんですかね。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美政策調整監。

○ 政策調整監（宮平真由美）

済みません、リストのほうを調べてからお答えしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

ほかに質疑ございませんか。

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

燃料潤滑油費1億8,900万円弱に対して1億6,200万円強、不用額が2,600万円余り、多分燃料が下がったことだと思うんですが、補正を2,000万円以上組んでいるわけですね。不用額が2,600万円という、ちょっとどういういきさつでこうなったのか教えてもらえますか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

確かに燃料費が安くなった部分で、その分、補正で本当はペイにすればよかったですけど、なかなかその月々の燃料の動向がちょっとわからない部分もあって、さらに補正した部分ですね、ちょっとつかめない部分もあってですね、燃料の単価がですね。そういったことで、その2,600万円という不用額が生じています。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

たしか平成26年度、初めごろはやはり原油は高かった。それでやはり将来を見越して補正を組んで、た

だ結果的に後半、燃料が安くなったということですね。はい、わかりました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

14の132万9,000円の不用額なんですけれども、今月から貨物運賃のほうは請求書の様式が変わったのが手元に届いていると思います。そのシステムが遅れたために132万9,000円という不用額が生じています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

じゃあ、その分に関してはこれはそれに支払いするというような形のものをとっているということですね。はい、わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

歳出で船舶使用料があるんですが、これは多分、ドックのときのフェリーとかしきの使用料だと思うんですが、うちのフェリーごまみも、とかしきのドックのとき用船として貸し出していると思うんですが、そういえば歳入のどこに位置づけしているか、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

用船に関してはですね、収入の1の事業所の雑入のほうに予算では入っています。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成26年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第4号 平成26年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第11. 認定第5号 平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

またまた同じようなことを聞きます。6ページ、7ページの歳入のほう。1款未収の額は、これは水道料金だと思んですが、906万6,421円。これの内容的なものをちょっと教えていただけますか。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長(垣花 健)

決算収益の収入未済の件ですけれども、906万6,421円のうちですね、滞納分が886万4,156.9円、現年分が20万2,262円ということで、収入未済額のほとんどが過年度分となっております。

○ 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

これもたびたび今まで、経緯がいろいろどの項目にも属しているように、これは要するに上下水道の滞納分ですよ。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長(垣花 健)

これは簡易水道の分の滞納分となっております。

○ 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

これもですね、今まで話してきたとおり、今後はもちろん徴収対策チームも一緒になってやると思うんですけど、この取り組み状況というか、取り組みの姿勢というんですか、その辺をちょっと聞かせてください。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長(垣花 健)

これは先ほども調整監のほうから答弁申し上げましたけれども、大口の滞納者がおりまして、その滞納者については今、納付誓約書で納付をしていただいております。ただ、一方で納付誓約にも応じていただけな

いところが数件あります。これについては給水停止という、大変重い処分も検討しなければいけないかなというふうに考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。それですね、特に座間味は淡水化もしておりますし、やはりそういう面での収納に関しては厳しくとはちょっと変な言い方ですけど、これも同じように他の未収入分とあわせて取り組んでいただくよう、よろしく申し上げます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

ただいまの喜文議員の質問と一緒になんですが、どうしても座間味村の場合は単独で施設を維持管理しています。それだけに費用もかかります。村においては未収入額は900万円、昔はメーターを撤去したりとか、そういうふうな形で督促を出したりとか、納めてもらったんですけど、これからの対策としてですね、本当に一生懸命ここに関してはちゃんと納めるべきところは納めるような形で、納めるのが義務でありますので、それを周知して、ちゃんとその対策をやってほしいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

ありがとうございます。やはりまずは滞納額をふやさないということが大事だと思いますので、現年度分の徴収には力を入れていまして、昨年は99.4%ということで、かなり高い徴収率を上げることができました。今後ですね、滞納分については厳しく対応していきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

よくわかりました。じゃあ、徴収に頑張ってください。終わります。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第5号 平成26年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第12. 認定第6号 平成26年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

もう回答はよろしいですから、未収入額、これも同じような形で処理するというふうに理解してよろしいわけですね。下水道も。こっちでも179万3,003円とありますけど、これも水道代、下水道、その他行政に対するその未収入分に関しては同じような形で処理をしていくという形で理解をすればよろしいですね。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

収入未済額については、先ほどの簡易水道と同様でですね、滞納分がほぼ9割ぐらいを占めています。対応については先ほど申し上げたとおりでございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。なければ進行しますが、よろしいでしょうか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成26年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第6号 平成26年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第13. 認定第7号 平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

質疑はありませんか。それでは進行いたします。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第7号 平成26年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第14. 認定第8号 平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。なければ進行しますがよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号 平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第8号 平成26年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第15. 同意第2号 座間味村副村長の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

決算の認定、ありがとうございました。それでは追加提案でございますが、同意第2号を御審議いただきたいと思っております。

同意第2号

座間味村副村長の選任について

座間味村副村長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。
なお、任期は平成27年10月1日から平成31年9月30日とする。

記

住 所 座間味村字阿真142番地
氏 名 宮 平 真由美
生年月日 昭和32年12月17日

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

空席となっている座間味村副村長について座間味村副村長定数条例に基づき1名配置するため、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める必要がある。

これが同意を求める理由であります。

あわせて軽く説明をさせていただきたいと思います。本同意案件は現在不在となっております副村長に宮平氏を選任したく、地方自治法162条の規定により村議会の同意をお願いするものでございます。宮平氏は昭和58年に座間味村役場に入庁以来、役場の多くの職場を体験し、平成18年には住民課長、平成25年には総務課長、平成27年に政策調整監となり、職場では常にリーダーシップを発揮するとともに、住民サービス向上のため熱心に公務に携わっております。座間味村の発展のため活躍いただいていることは議員の皆様にも御承知のとおりであり、村政を担う副村長としてふさわしい方でございます。宮平氏には、これまで培った公務員としての知識を存分に発揮をされ、座間味村のさらなる発展のため貢献していただくことを期待し、副村長にこのたび選任するものでございます。以上で同意第2号の説明を終わります。御審議の上、御同意のほど、よろしく願いをいたします。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

これから質疑を行います。

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

この案件について、選任については賛成ではありますけど、これは大事なことで、やはり事前に全員協議

会等で話し合いを持つべきではなかったかなという思いはします。そこで課内から出た場合、課内の編成とかいろいろなことがあると思います。そういうふうなことで、今後ですね、今後というか、そういうふうな話が、問題が出てくると思いますので、その点に関して。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

現在、宮平政策調整監であります、業務といたしましては特命の事項をやっていただいております。一番多くを割いていただいているのが二一・ざまみの解散の問題でございまして、この二一・ざまみにしましては、これから先、議会、今月末からですね清算に向けていよいよ動き出すということでございますが、まず基本、この部分、それからそれ以外の部分もさせていただくということと、今やっている職務がさらに高度な判断を要する職務になるということも含めてお願いするものであり、課の再編成云々は今のところ考えておりません。また、新たな政策調整監を設けるということも、今のところは考えてはいないところであります。よって、職員の異動はこの件に関しての異動はございません。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

我々も住民の代表であります。そういうふうなことを事前に話すべきだったと思います。今後、こういうことがないように、しっかりと話し合いを持ってほしいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの事前の相談が遅かったのではないかとということ、そこに関しましては、おわびを申し上げたいと思います。いろいろな大きな問題を抱えておりまして、どうしても10月1日の就任をお願いしたいというのが一つありまして、今回お願いをしているわけでございますが、まず、今回の同意の案件につきましては、御本人の承諾、それから御家族を含めた承諾を含めて、まずそこが大事だということで一生懸命調整をさせていただいたところでございます。それがですね、なかなかしっかりとした回答をいただいたのがちょっと遅れてしまったということで、全員協議会の中で御報告、あるいは私の考え方を皆様方に報告できなかったのは大変申しわけなく思っておりますが、非常に重要な案件でございまして、副村長がいないとですね、これから先の私の仕事も、あるいは行政運営も非常に厳しくなるというふうに考えておりますので、ぜひここはですね、おわびを申し上げますので、御理解と御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

私もですね、この案に関しては全く問題ないと思ひます。あと、宮平真由美さんについても申し分ないと思ひております。先ほどありましたけど、人事の件がちょっと気になっておりまして、動きがないということで、ただ、ほかの職員に負担がないように、いろいろ調整していただければと思ひますので、またしっかりよろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の御指摘といいますか、御要望にはしっかりと応えていきたいと思えます。逆に職責が重くなる分、仕事がふえることで職員の負担軽減にもつながるものではないかというふうに考えております。

○ 議長（宮里祐司）

1 番 宮平清志議員。

○ 1 番（宮平清志議員）

わかりました。じゃあ、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

3 番 宮平喜文議員。

○ 3 番（宮平喜文議員）

今、副議長、それから清志議員がおっしゃったように、人選的にはもちろん我々も、全議員のときに副村長条例を制定したということで、いよいよそういうものが少しずつ進みつつあるのかなというのは当然感じておりましたが、いかんせん、今何回も同じようなことを言いますけど、私のところに村長から連絡をいただいたのが、おとといの1時15分。携帯の着信履歴にも載っているんですけど、寝耳に水とはちょっと大げさんですが、いずれは来るだろうなということはもちろん覚悟はしておりましたが、余りにもとっぴです、これはさっき副議長が言ったように、去った慶留間の運動会、それから全協、座間味島祭りとか、いろいろこの一週間、村長とよく顔を合わせました。行政のほうの窓口でも合わせました。国勢調査のインターネットの回答でも顔を合わせました。ところが、そういう話に関して一切なかったもので、これではないだろうかなというふうに私は思っていました。ところが、さっきから言っているように、おとといの1時15分に電話がかかってきて、ちょうどその日の4時の便で那覇から帰る予定だったものですから、帰ってきたら、ある程度知れ渡っている部分があって、当然、私たちにも何名かの支持者、有権者等もいらっしゃいますし、そういう話が出てきてどうなるのというような話で、これは私も村長には言いました。即答は一応避けました。これから委員の皆さんとも協議しながら、少し練っていききたいなということで、住民の方にはお答えしました。実を言うときょう、私たちがここにいらっしゃる議員が会ったのはきょう朝、9時半にしか全員が顔をそろえていないで、そこから皆どう思っているのということで、お互いにそういう話し合いをしたら、とりあえず人選的に、あるいは今の流れからすると、今まで述べてきたように、そこに落ち着くんじゃないかという話はみな異口同音に考えは持っているようですけども、いかんせん何べんもおっしゃるように、急だったものですから、私たちとしてはもちろん、あちこちきのう一日中、周辺離島それから副村長、副町長時代になってちょうど私の年代の人たちが、例えば粟国とか、それから与那原町、八重瀬町いろいろな人たちを、ちょうど私は彼が仕事をしているときに、みんな一緒になっていたもので、あなたたちが来てどうだったかということも多少は聞いてやりました。今、上げることに関しての問題、当然、きょうここにいらっしゃるわけですから、当然退職もしていないということもあるんですけど、それはしなくても大丈夫だということも当然存じ上げています。もちろん村長もその辺はちゃんと調べてやっていることだと思いますが、ただ、私たちとしては、もう少しきれいに自信があるはずですから、とりあえず一旦、1週間ぐらいでも退職して、それから案件を上げていただいて、10月1日からやってはどうだったかなということも少しながら心残りがあります。それも含めてですね、さっきから言っているように、やはりこれは一番大事なことです。人事、ましてや副村長、ましてや女性。これから先、話題性とかマスコミ関係等も含めてですね、あるいはこの座間味村は何かにつけ注目度の高い我が村であります。そういう面からしてもですね、非常に重要な案件だと私は思っているんですけど、ですから、これに対して苦言といたらちょっと大げさですけど、やはりそれへの少し配慮が必要だったんじゃないかなというふうに私自身思います。それ

と同時に、我々はちょっと委員の皆さんが少し、そう言って村長、怒らないでくださいよ。議員の皆さんが少し軽視されているのかな、軽いのかなというふうなことも多少ながら思っています。その辺も含めてですね、当然、それに関しては反対するというわけではないんですけど、その経緯、プロセス、その手順としてですね、もう少し配慮が必要だったんじゃないかなと思います。その辺、村長もう一度お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどから話をさせていただいておりますが、皆様方に報告がするのが遅くなったということは、私の配慮に欠けていた部分があったということで、おわびを申し上げたいというふうに思っております。しかしながら、正副議長とは以前から副村長の人名までは挙げておりませんでした。必要性の話をさせていただく中で、正副議長の意見としても、できるだけ早くサポート役がいたほうがいいんじゃないかというお言葉もいただいていたという事実がございます。その中でほかにも私たちのほうにはすばらしい職員がいるわけですが、今回、宮平真由美をお願いしようということでありまして、先ほどから話をしているように、10月1日からはどうしても欲しい。それは二一・ざまみの問題等々があるということがまず1つありまして、その中で家族からの同意をいただいたのが先週の末、今週の頭ですね。ということになっておりますので、そこからしか動けなかったというのが実情であります。これは前にも話をさせていただいたとおりであります。退職してからということに関しましては、やはり本人の身分の問題がございますので、そこは慎重に考えさせていただきました。法令、凡例、行政実例、全てを見させていただいております。もちろん沖縄県の地方課にも市町村課にも確認をして、これはもちろん職員には言えませんが、私が直接電話等々で伺いをして、過去にもちゃんと行政実例があります。凡例はないですね、実例がありますということで、過去の副知事案件等々も勘案して、本人の身分を残したままでも提案はできると。提案で承認をいただければいいんですが、もし仮にいただけなかった場合は退職していたら、この方の次の第二の人生というのはどうなるかわからないというところも含めて、これは例えば、仮に1週間、2週間前に皆様方に御相談をさせていただいたとしてもですね、このような退職をさせてからということの手法はとらなかったというふうに思っております。この辺はですね、法規にちゃんとのっとってさせていただいておりますので、御心配は必要ないかと思っておりますが、いずれにせよ10月1日からですね、しっかりとした体制で私たち座間味村、大きな問題はいっぱいありますが、まずごみの溶融炉の問題等、二一・ざまみの問題、プラスだけであればいいんですが負の遺産も非常に多いものですから、そこにフォーカスをしてですね、私が残る1年と9カ月で何ができるんだというのを考えたときには、どうしても副村長がいて、新たな体制でやりたいということでございますので、報告が多少遅くなってしまったのは申しわけないと思っておりますが、ぜひですね、議員の先生方の御理解と御協力をいただきまして、選任同意をしていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。私からは以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平讓治議員。

○ 2番（宮平讓治議員）

今、村長が家族の同意を得てからという言葉がありましたが、家族の同意もちろん大事かと思いますが、一緒に働いている職場、職員の同意も十分に得たのか。みんな、多くの件を抱える課長以下職員、ストレス

を抱えながら一生懸命仕事をしていると思います。職場の働きやすい環境、やりがいのある環境を十分考えながら、部下のやりがいのある環境をつくるのも大事なことだと思います。副村長を置く以上に、その辺が一番私は大事なことかなと思っていますが、十分に職員の理解も得ての今回の選任に至ったのかどうか、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

職員の同意をいただいたのかという点に関しましては、100%同意をいただいているかどうかというのは申し上げることはできません。組織ですから、私が組織の長をさせていただいている状況の中で、私の経営判断として、いろいろな判断をさせていただいているということではありますが、幹部の皆様には先に報告をさせていただきました。今回の副村長同意の案件に関して、最初に相談といいますか同意を求めたのは本人、家族、その次に議員の先生方、それから私たちの幹部、そして私たち職員全員というような順番で、もちろん後援会幹部もありますけど、これは今、話をする内容ではありませんので、仕事の的に言いますとこういう形で判断をさせていただいています。ただ、一方で、副村長になる人がいるとかいないとかということで、職場の輪が乱れるのかということ、100%そういうことではないと思っておりまして、副村長を選任しない前から私は村長に就任してずっと一生懸命頑張っている人が報われるような職場づくりをしようということはずっと話をさせていただいております。ですので、今回の副村長案件で職場の輪が乱れるということはないと信じておりますし、そのようなことがあってはいけないと思います。私は適材適所でそれなりの人間をそれなりの場所に配置をさせていただいているということで御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

よろしいでしょうか。ほかにありますか。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

私もおととい電話が来て急で、追加案件ということで、いいんじゃないのという軽い返事をして、後から全てを聞くと、ちょっとあまり時間がなさすぎるなと思っていました。やはり家族、いわゆる当人の家族の同意が要るのに時間がかかったと言いましたが、その抜きにしてもですね、やはりやるなら新年度、しょっぱなでそういうことをやってもらいたかった。3月の定例会に提案してですね。4月で今までなくしていた調整監を復活させて、宮平さんを調整監にして、わずか半年でまたそのポストを副村長にかえるというのはですね、やはりややこしいですし、やはり4月の一発目からですね、新年度のスタートということでやってほしかったし、やはり皆が言うように、時間がなさすぎる。やはり議会というのは合議のもとでなされるということで、合議といっても、きょう朝のわずか、きょうは9時25分、みつしまでここへ着いたのが45分過ぎ、だから10分も話をしていない。昼休みも15分ぐらい。活発な話ではあったんですけど、結論に至ったかどうかというのはまだ私としては、まだ納得がいけない点があります。別に本人がいい悪いではない。確かに懲罰もないし、村長のおっしゃったとおりに私は無難だと思います。実績もありますし。ただし、ちょっと議会という、そうでありながら二日前というのはちょっとあまりにも遅すぎる追加案件だと思います。本人にはいつごろからそういう打診をしていたのか。もっと前からやっていたけれども、この間、結果に至ったのかどうかですね、これをお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今年度に入ってからでございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これは以前の議会、傍聴に来ている金城勝英さんから条例をつくったのに何で副村長を早く置かないかということで、今のところ人材がないという村長の答弁にもあったと思いますが、あのころからやはり副村長を置くという体制を整えていたと思うんですけど、やはり決まるのはいいですけど、でもやはり今の議会に提案、私は1日だったら、終わってから臨時議会でもよかったんじゃないかなと私は思います。そうしたら話し合いもできたし、全協を開いてですね。私の考えは以上です。

○ 議長（宮里祐司）

よろしいですか。

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

私はですね。今年の3月から4月ごろですか、村長が副村長を置きたいと、その話は私は聞いていました。村長の仕事がすごくきついと。それも合わせると大変なものだなということで、私も本当に副村長を置いたほうがいいんじゃないかと、そう思っていました。今回、そういう形でとっぴだったんですけど、それはちょっとよくなかったかなという、それだけなんです。何といいますか、私としては反対ではない賛成ですね、これに関しては。本当に今まで村長の仕事の中身を見ていると、やはりすごく大変な仕事を常時見ていたものですから、それに関しては副村長をですね、これは今まで例えば何年か前までは助役を置いていましたよね。そういう形での仕事になるのか、ちょっとお聞かせしてもらえますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

自治法が変わりましてですね、もともとは助役という名称であったのですが、今は自治法が変わりまして副村長ということで、多少表現としては仕事の内容というか職責が難しくなっているのかなという気がしますけど、基本的には昔の助役と同じだと考えていただいて結構だと思います。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

それではよろしいでしょうか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

これから同意第2号 座間味村副村長の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に、同意することに賛成の方は、起立願います。

(「起立多数」と言う者あり)

起立多数です。

したがって、同意第2号 座間味村副村長の選任については、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(宮里祐司)

再開します。

日程第16. 議案第43号 平成27年度座間味村一般会計補正予算(第3号)についてから議案第56号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

それではよろしくお願いたします。

議案第43号

平成27年度座間味村一般会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村一般会計補正予算(第3号)

平成27年度座間味村一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97,908千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,085,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		840,000	34,490	874,490
	1 地方交付税	840,000	34,490	874,490
11 使用料及び手数料		53,175	1,670	54,845
	1 使用料	47,653	1,670	49,323
12 国庫支出金		47,304	5,138	52,442
	1 国庫負担金	16,451	4,799	21,250
	2 国庫補助金	28,823	339	29,162
13 県支出金		776,933	7,388	784,321
	2 県補助金	734,650	7,388	742,038
16 繰入金		52,810	1,617	54,427
	2 基金繰入金	52,809	1,617	54,426
17 繰越金		10,000	44,434	54,434
	1 繰越金	10,000	44,434	54,434
18 諸収入		10,335	284	10,619
	4 雑収入	10,334	284	10,618
19 村債		92,200	2,887	95,087
	1 村債	92,200	2,887	95,087
歳入合計		1,987,526	97,908	2,085,434

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		38,589	155	38,744
	1 議会費	38,589	155	38,744
2 総務費		550,232	53,526	603,758
	1 総務管理費	519,656	53,124	572,780
	2 徴税費	12,850	△6	12,844
	3 戸籍住民基本台帳費	13,249	408	13,657

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		154,410	1,831	156,241
	1 社会福祉費	135,538	△4,069	131,469
	2 児童福祉費	18,856	1,265	20,121
	3 生活保護費	15	4,635	4,650
4 衛生費		164,912	3,628	168,540
	1 保健衛生費	91,832	2,818	94,650
	2 清掃費	73,080	810	73,890
6 農林水産費		161,992	3,821	165,813
	2 林業費	76,045	1,605	77,650
	3 水産業費	66,012	2,216	68,228
7 商工費		89,533	4,246	93,779
	1 商工費	89,533	4,246	93,779
8 土木費		343,838	25,676	369,514
	1 土木管理費	7,731	31	7,762
	2 道路橋りょう費	252,886	1,189	254,075
	3 河川費	18,204	61	18,265
	4 港湾費	4,679	286	4,965
	5 下水道費	25,387	△269	25,118
	6 住宅費	12,364	24,722	37,086
	7 空港費	22,587	△344	22,243
9 消防費		116,598	283	116,881
	1 消防費	116,598	283	116,881
10 教育費		189,653	4,742	194,395
	1 教育総務費	78,763	1,490	80,253
	2 小学校費	37,165	2,652	39,817
	4 幼稚園費	23,211	584	23,795
	6 保健体育費	21,244	16	21,260
歳出合計		1,987,526	97,908	2,085,434

第2表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
臨時財政対策債	34,000	2,887	36,887	(借入方法) 証書借入又は 証券発行によ る。 (借入時期) 平成27年度。 ただし、事 業その他の都 合により、そ の一部又は全 部を後年度に 繰り延べて起 債することができる。	年6%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、 措置期間を含め 30年以内とす る。償還方法 は、元利均等、 元金均等等によ る。 ただし、財政 の都合により、 措置期間中で あっても繰上償 還、償還年限を 変更し、又は借 り換えることが できる。
計	34,000	2,887	36,887			

議案第44号

平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を
求める。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,168千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202,632千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		36,396	180	36,576
	1 一般会計繰入金	36,395	180	36,575
11 繰越金		1	23,988	23,989
	1 繰越金	1	23,988	23,989
歳入合計		178,464	24,168	202,632

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		8,385	180	8,565
	1 総務管理費	8,346	180	8,526
2 保険給付費		62,267	17,000	79,267
	1 療養諸費	51,105	13,000	64,105
	2 高額療養費	8,980	4,000	12,980
4 前期高齢者納付金等		7,423	6,803	14,226
	1 前期高齢者納付金等	7,423	6,803	14,226
6 介護納付金		14,185	△498	13,687
	1 介護納付金	14,185	△498	13,687
12 予備費		1	683	684
	1 予備費	1	683	684
歳出合計		178,464	24,168	202,632

議案第45号

平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を

求める。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,202千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,806千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	1,202	1,203
	1 繰越金	1	1,202	1,203
歳入合計		7,604	1,202	8,806

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,579	1,202	8,781
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,579	1,202	8,781
歳出合計		7,604	1,202	8,806

議案第46号

平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145,592千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,833,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		1,714,665	106,212	1,820,877
	1 運航収入	1,661,430	103,587	1,765,017
	2 営業収益	459	2,625	3,084
2 繰越金		1	102,580	102,581
	1 繰越金	1	102,580	102,581
3 村債		972,800	△63,200	909,600
	1 村債	972,800	△63,200	909,600
歳入合計		2,687,466	145,592	2,833,058

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		419,475	3,444	422,919
	1 旅客費	3,052	400	3,452
	9 船費	242,526	3,044	245,570

款	項	補正前の額	補正額	計
2 営業費用		100,312	3,179	103,491
	4 航路附属施設費	2,654	2,244	4,898
	5 店費	90,046	935	90,981
3 財産費		2,146,501	109,264	2,255,765
	2 積立金	1	109,264	109,265
4 事業税費		16,176	14,705	30,881
	1 営業外費用	16,176	14,705	30,881
6 予備費		1	15,000	15,001
	1 予備費	1	15,000	15,001
歳出合計		2,687,466	145,592	2,833,058

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公営企業債	486,400	112,000	598,400	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 (借入時期) 平成27年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年6%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
辺地対策事業債	486,400	△175,200	311,200			
計	972,800	△63,200	909,600			

議案第47号

平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,337千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,015千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		66,726	1,850	68,576
	1 繰入金	66,726	1,850	68,576
7 繰越金		1	487	488
	1 繰越金	1	487	488
歳入合計		102,678	2,337	105,015

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		50,956	2,337	53,293
	1 営業費	50,956	2,337	53,293
歳出合計		102,678	2,337	105,015

議案第48号

平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		25,387	△269	25,118
	1 繰入金	25,387	△269	25,118
5 繰越金		1	269	270
	1 繰越金	1	269	270
歳入合計		120,790	0	120,790

議案第49号

平成27年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,280千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,598千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		7,631	2,061	9,692
	1 繰入金	7,631	2,061	9,692
6 繰越金		1	219	220
	1 繰越金	1	219	220
歳入合計		12,318	2,280	14,598

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		8,082	2,280	10,362
	1 漁業集落排水事業費	8,082	2,280	10,362
歳出合計		12,318	2,280	14,598

議案第50号

平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,889千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		1	80	81
	1 繰越金	1	80	81
歳入合計		4,809	80	4,889

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		3,761	80	3,841
	1 農業集落排水事業費	3,761	80	3,841
歳出合計		4,809	80	4,889

議案第51号

座間味村家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

座間味村家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

第1期座間味村子ども・子育て支援事業計画に基づき家庭的保育事業を実施するには児童福祉法に基づき本条例を制定する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第19号

座間味村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第23条）
- 第2章 家庭的保育事業（第24条—第28条）
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 通則（第29条）
 - 第2節 小規模保育事業A型（第30条—第32条）
 - 第3節 小規模保育事業B型（第33条・第34条）
 - 第4節 小規模保育事業C型（第35条—第38条）
- 第4章 居宅訪問型保育事業（第39条—第43条）
- 第5章 事業所内保育事業（第44条—第50条）
- 第6章 雑則（第51条）

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項の家庭的保育事業をいう。
- (2) 小規模保育事業 法第6条の3第10項の小規模保育事業をいう。
- (3) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項の居宅訪問型事業をいう。
- (4) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項の事業所内保育事業をいう。
- (5) 家庭的保育事業等 前各号に掲げる事業の総称をいう。
- (6) 家庭的保育事業者等 村長の監督に属する家庭的保育事業等を行う者をいう。
- (7) 利用乳幼児 家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳未満の者に限る。ただし、法第

6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定により保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては当該児童を含む。)をいう。

(8) 家庭的保育者 法第6条の3第9項第1号の家庭的保育者をいう。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、利用乳幼児の心身の健やかな育成を保障することを目的とする。

(最低基準の向上)

第4条 村長は、座間味村子ども・子育て会議の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営の質を向上させるよう勧告することができる。

2 村は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営の質を向上させるよう努めなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営の質を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、自ら保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

4 家庭的保育事業者等(役員及び職員を含む。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員であつてはならない。

5 家庭的保育事業者等は、その運営について、前項の暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

6 家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2項、第16条第2項及び第3項、第17条第1項並びに第18条において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

7 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(地域との連携等)

第7条 家庭的保育事業者等は、家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行い、地方公共団体、他の家庭的保育事業者等、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第1項の子ども・子育て支援を行う者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 家庭的保育事業者等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の保護者及び地域住民に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(保育所等との連携)

第8条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第16条第1項及び第2項、第17条第1項、第2項及び第5項、第18条並びに第19条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項の法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条のその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（家庭的保育事業者等と非常災害対策）

第9条 家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を行うよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（家庭的保育事業者等の職員の一般的要件）

第10条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分、利用に要する費用を負担する可否か等によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第14条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当

該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第12条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、かつ、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとしなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第18条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に掲げる施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。ただし、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 利用乳幼児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供並びにアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第19条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ、保育の提供又は法第24条第6項の措置について、これらの解除又は停止等の必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、その職員のうち利用乳幼児の食事を調理するものの健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等の内部規程)

第20条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第21条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第22条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定を遵守させるため必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第23条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の措置に係る市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善に努めなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第24条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、村長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。

(2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。

(3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

(4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。

(5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。

(6) 前号の庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。

(7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。

(職員)

第25条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者は、市町村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含

む。)を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第36条第2項において同じ。)とともに保育する場合は、5人以下とする。

(保育時間)

第26条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。

(保育の内容)

第27条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第28条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

(小規模保育事業の区分)

第29条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第30条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳未満の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号並びに第35条第4号及び第5号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下これらを「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件の全てに、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2の耐火建築物又は同条第9号の3の準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める基準を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれか1つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫

通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第31条 小規模保育事業所A型には、保育士（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該小規模保育事業所A型が、調理業務の全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 前項の保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。

(準用)

第32条 第26条から第28条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第32条において準用する次条及び第28条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第33条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育に従事する職員として市町村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者、保育士（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）（以下次項においてこれらを「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該小規模保育事業所B型が、調理業務の全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。

(準用)

第34条 第26条から第28条まで及び第30条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第34条において準用する次条及び第28条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第30条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第35条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳未満の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第30条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第36条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該小規模保育事業所C型が、調理業務の全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合は、5人以下とする。

(利用定員)

第37条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第38条 第26条から第28条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第38条において準用する次条及び第28条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。

第4章 居宅訪問型保育事業

（居宅訪問型保育事業）

第39条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- （1）障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- （2）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の便宜の提供に対応するために行う保育
- （3）法第24条第6項の措置に対応するために行う保育
- （4）母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項の母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと村が認める乳幼児に対する保育

（設備及び備品）

第40条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（職員）

第41条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

（居宅訪問型保育連携施設）

第42条 居宅訪問型保育事業者は、第39条第1号の乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条の障害児入所施設をいう。）その他の村の指定する施設を適切に確保しなければならない。

（準用）

第43条 第26条から第28条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第5章 事業所内保育事業

（利用定員の設定）

第44条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

(設備の基準)

第45条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第47条及び第48条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所の設置及び管理をする事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定により保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件の全てに、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件の全てに該当するものであること。
 - ア 建築基準法第2条第9号の2の耐火建築物又は同条第9号の3の準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定める基準を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれか1つに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第46条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該保育所型事業所内保育事業所が、調理業務の全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 前項の保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人以上としなければならない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第47条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第8条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第48条 第26条から第28条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第28条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)

第49条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育に従事する職員として市町村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者、保育士（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）（以下次項においてこれらを「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、当該小規模型事業所内保育事業所が、調理業務の

全部を委託する場合、又は第18条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳未満の児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。

(準用)

第50条 第26条から第28条まで及び第30条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。

この場合において、第26条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第28条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第50条において準用する次条及び第28条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第27条及び第28条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第30条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所の設置及び管理をする事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第50条において準用する第30条第5号」とする。

第6章 雑則

(委任)

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(食事の提供の経過措置)

第1条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第17条、第24条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第25条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第30条第1号本文（調理設備に係る部分に限る。）（第34条及び第50条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第34条及び第50条において準用する場合を含む。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第35条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第36条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第45条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第46条第1項（調理員に係る部分に限る。）並びに第49条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第2条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号の事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第8条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

第3条 第33条及び第49条の規定の適用については、家庭的保育者又は第25条第3項の家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第33条第1項及び第49条第1項の保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあつては、第37条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

この条例は平成27年10月1日より施行する。

議案第52号

座間味村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村子ども医療費助成に関する条例（平成6年3月17日条例第8号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

沖縄県子ども医療費助成事業補助金交付要綱が一部改正され、平成27年10月1日から通院の対象年齢を現行の3歳児までから就学前まで拡大されるのを受け、本村においても本条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例第20号

座間味村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

座間味村子ども医療費助成に関する条例（平成6年3月17日条例第8号）の一部を次のように改正する。
第4条中「3歳児（3歳誕生月の翌日から4歳の誕生月の末日まで）」を「3歳以上の就学前時」へ改め、「4歳児（4歳の誕生月の翌日）」を「6歳児（6歳の誕生月の翌日）」へそれぞれ改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の座間味村子ども医療費助成に関する条例の規定は、平成27年10月1日以後の診療に係る医療費から適用し、同日の前日までの診療については、なお従前の例による。

議案第53号

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年座間味村条例第24号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

近年、県や国の観光施策等により観光客が増加し県内を始め国内全域において宿泊費が高騰している現状を踏まえ本条例の見直しを行う必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第21号

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

別表4を次のように改める

別表（第4条関係）

内国旅行の旅費

鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃（1日につき）	宿泊料（1夜につき）			食卓料（1夜につき）
			甲地方	乙地方	丙地方	
実費	実費	実費	15,000円	13,000円	8,500円	2,200円

備考：宿泊料の欄中甲地方とは、東京都の区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する政令で指定する市をいい、乙地方とは沖縄県を除くその他の地方をいう。丙地方とは、沖縄県内をいう。丙地方の宿泊料に限り、8,500円を上限として実費を支給し、利用宿泊施設の領収書の添付を要する。但し、添付のない場合は2,000円を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年座間味村条例第25号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

近年、県や国の観光施策等により観光客が増加し県内を始め国内全域において宿泊費が高騰している現状を踏まえ本条例の見直しを行う必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第22号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

別表第2を次のように改める

別表（第3条関係）

内国旅行の旅費

鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃（1日 につき）	宿泊料（1夜につき）			食卓料 （1夜に つき）
			甲地方	乙地方	丙地方	
実費	実費	実費	15,000円	13,000円	8,500円	2,200円

備考：宿泊料の欄中甲地方とは、東京都の区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する政令で指定する市をいい、乙地方とは沖縄県を除くその他の地方をいう。丙地方とは、沖縄県内をいう。丙地方の宿泊料に限り、8,500円を上限として実費を支給し、利用宿泊施設の領収書の添付を要する。但し、添付のない場合は2,000円を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第55号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例について

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和47年座間味村条例第25号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

近年、県や国の観光施策等により観光客が増加し県内を始め国内全域において宿泊費が高騰している現状を踏まえ本条例の見直しを行う必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第23号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例について

別表第2を次のように改める

別表（第3条関係）

内国旅行の旅費

鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃（1日につき）	宿泊料（1夜につき）			食卓料 （1夜につき）
			甲地方	乙地方	丙地方	
実費	実費	実費	15,000円	13,000円	8,500円	2,200円

備考：宿泊料の欄中甲地方とは、東京都の区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する政令で指定する市をいい、乙地方とは沖縄県を除くその他の地方をいう。丙地方とは、沖縄県内をいう。丙地方の宿泊料に限り、8,500円を上限として実費を支給し、利用宿泊施設の領収書の添付を要する。但し、添付のない場合は2,000円を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の旅費支給条例（平成元年座間味村条例第8号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

近年、県や国の観光施策等により観光客が増加し県内を始め国内全域において宿泊費が高騰している現状を踏まえ本条例の見直しを行う必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第24号

座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について

別表第1を次のように改める

別表1（第17条、第18条関係）

内国旅行の旅費

鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃（1日につき）	宿泊料（1夜につき）			食卓料（1夜につき）
			甲地方	乙地方	丙地方	
実費	実費	実費	15,000円	13,000円	8,500円	2,200円

備考：宿泊料の欄中甲地方とは、東京都の区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する政令で指定する市をいい、乙地方とは沖縄県を除くその他の地方をいう。丙地方とは、沖縄県内をいう。丙地方の宿泊料に限り、8,500円を上限として実費を支給し、利用宿泊施設の領収書の添付を要する。但し、添付のない場合は2,000円を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

以上提出議案の説明を終わります。

日程第17. 議案第43号 平成27年度座間味村一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。なければ進行しますがよろしいですか。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

さっきの副村長の件で休憩に入って、みんな急に黙っているようですが、12ページの総務費、総務管理費の13目の座間味村ふるさと応援基金ということで、1,132万8,000円の積立額、このふるさと応援基金というのはどういう事業の基金積立なんですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

いわゆるふるさと納税と言われている基金のほうへの積み立て。歳入につきましては、いわゆるふるさと納税で納めていただいております財源はですね、今回積み立てということで、こちらの予算に措置しております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。次、その下、13ページ。民生費社会福祉費の中で、給料が433万1,000円、その他職員手当等が軒並みマイナスになっているんですけど、これは当初予算の計上のミスなのか。それとも職員に減があるのか、それとも管理職の動きか。これ企業からすると大体係長クラスの年間の給与所得ぐらいに匹敵するぐらいの額ではあるんだけど、その辺の詳細をちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

これはですね、3月の異動に伴い、今回の総務、私の給与で総務に異動したということで、全額マイナスになっています。その他の2款以降、8款の土木費までですね、異動に伴う給与の増減。今回全て行っておりますので、御承知ください。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。じゃあ軒並みそういった人件費に関してのマイナスは全てそういうことだというふうに理解すればよろしいですね。はい、わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

16ページ、商工費の観光費の需用費、村営バスの修繕費とありますが、これは電気バスのことでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

この需用費の村営バスの修繕費はEVバスの修繕費となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

村営バスですけど、これは今しばらく動かない電気バスの修繕費ですか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

はい、そうです。故障しましたバスの修繕費ということでEVバスの修繕費になります。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

了解しました。これ以前に村長がそのユンタクの中で直すのと処分するのはどっちがいいかどうかと言っていたことがあるんですけど、直しても採算というか、いわゆる引き合うのかどうか。あまり充電しても、いわゆる運行時間があまり長くは、バッテリーの消費が非常に激しいということ聞いたんですけど、修理するに値するのかどうか、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

確かに、これは県から一応譲渡で受けているものですがけれども、なかなかすぐに廃棄できない部分もありまして、たまに夏場の忙しい時期は1時間程度動かすんですけども、やはり充電が悪いのか、なかなか丸1日使うというのも難しい状況ですね。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

同じく17ページ。商工費の備品購入費で300万円あります。その300万円の備品購入費というのはどういふのを購入するのか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

この300万円につきましてはですね、先ほどEV車がなかなか、町なかを動けないということで、中古の購入を予定しています。中古のバスを購入する予定です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。これは以前、村長が少し話をしたやつですね。わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

15ページのほうですね、衛生のほう、清掃費のほうですね。これは整備費、修繕費の中に入っていないんですけど大丈夫なんですかね。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

これはですね粗大ごみ、いわゆる紙類のパッカー車をですね、新たなリサイクルの確立ということで、パッカー車を1台増設ということで、リースしてやっています。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

これは生ごみとかそういう処理とかなんかには入っていないよ、これには入っていないですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

生ごみの処理のリースについては、補助金で入れておりますのでリース料は発生しておりませんので、大丈夫です。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

いろいろな部分で、ごみ処理場の方から聞いたんですけども、3カ月別に一回点検の形で、そこで使う材料費、EMとかそういうものは自己負担だよということ言われたらしいんですけど、それに対する費用といますか、それも込みでいろいろ入っているんですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの話ですが、現状、阿嘉島で動かしている生ごみ処理機に係る消耗品のEM菌だと思います。これにつきましては業者がある程度の量を提供してくれております。それでやはり、そこに係る分についてはですね、当初予算で計上しました通常の11節需用費の消耗品の中に見込んでおりますので、それについては大丈夫と考えております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。なければ進行しますが、進行してもよろしいですか。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

14ページ、3款の民生費の3項生活保護費、当初予算では生活保護総務費からの9万5,000円しかなかったんですけども、今度新たにトータルで463万5,000円の補正になっているんですけど、まあ、款項目の節区分がふえているのはわかるんですが、その背景について説明をお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

これにつきましては、平成26年度に引き続き政府の施策であります消費税の消費税率が上がるということで、これに伴う対策としまして、いわゆる臨時給付金という名目で昨年の非課税者世帯に1万円を配布しております。今回、これの第二弾ということで1人当たり6,000円を支給することになりました。これにつきましては全て補助金で賄うということですね。政府施策による給付金事業ということで理解してもらってよろしいですか。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

それに伴う何か、それに対する職員とか臨時職員とかいうのは配置してあるんですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今回ですね、1人うちのほうに臨時職員を4月から配置しております、こちらのほうが有利な財源ということですね、10月からの給与に関してはこちらのほうで出していこうということで、今出している2款の給与についてはマイナスをしてですね、他の財源に充てようかなということで動き出しております。現状は1人、採用の方をこちらの予備の財源で10月以降の給与に対応していこうと考えて計上しております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。新たにたくさん項目を設けられているのでお聞きしました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 平成27年度座間味村一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第43号 平成27年度座間味村一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第44号 平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

毎回同じことを聞きますけど、7ページ、一般被保険者療養給付費、当初予算5,000万円、補正1,300万円、計6,300万円とありますけど、当然これは議会のたびによく聞いたりはするんですけど、当然医療費が幾らかさむかよくわからないので、こういった大きな数字になるということですけど、本当に上半期が終わって、やはりそういう面で不足が生じてくるという見込みのもとで、この1,300万円は計上していますか、その辺をちょっと教えていただきたいんですけども。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの件ですが、お見込みのとおりであります。それで本来であれば当初予算で計上したい部分もありました。やはり当初予算の財源は厳しいということもありまして、今回の要求をもってですね、新たに医

療について補正で増額させていただいています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。余りにもちょっと大きいもので、一応お聞きしました。そうだとすることは大体認識はしているんですけども、金額が大きいものでお聞きしました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑はありませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第44号 平成27年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第45号 平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第45号 平成27年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第46号 平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題

とします。

これから質疑を行います。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

前回の全協で少し課長から聞いた覚えがあるんですけど、7ページの航路補助金、これ何か単価が上がって1億358万7,000円というふうに聞いたんですけど、もう一度済みません、ちょっとメモしているものが今ないので、もう一度教えていただけますか。歳入のほうの。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍観光船舶班参事。

○ 観光船舶班参事（大城 忍）

済みません、私も幾らだったかはちょっと把握していないんですが、確かに補助単価が上がった分、その分補助金もふえた形となっております。

○ 議長（宮里祐司）

質疑はございませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第46号 平成27年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第47号 平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

歳出の修繕費の161万7,000円は何に使うものでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えいたします。161万7,000円の修繕費はですね、ウタハ堰の2機あるうちの1機のポンプの取りかえ修繕です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これはポンプですか、モーターも一緒にワンセットのモーターもセットでの。これはいわゆる作業賃金とか全部含めてのやつですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

取りつけまで全て入った費用になっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

中村秀克議員の言っている件ですが修繕費、今2機壊れていますよね。ごめんごめん、1機ですよね。これは1機の予算ですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

故障しているポンプの1機の費用です。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

住民には水というのは大事であります。多分、私は以前はこの担当もしているものですから、大分古くなっているとは思うんですよ。水中ポンプとかいうのが、何か補助金がきかなく、どうしてもこのモーター式のもので安く買っていました。そういう形なものですから取り組めないと思いますので、これは単独で組んでいますけど、できればまた次年度もまた弱ってくるポンプもありますので、それもまた検討してください、よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ございませんか。ないようですので進行します。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決

します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第47号 平成27年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第48号 平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第48号 平成27年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第49号 平成27年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

これは排水の修繕費の228万円は何に使用されるのでしょうか。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長(垣花 健)

お答えいたします。これはですね、阿嘉の処理場に送る中継ポンプ場の水中ポンプ1機の取りかえになります。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

これは現在故障して、かえるわけですね。故障してかえるということですね。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長(垣花 健)

御存じのように、中継ポンプは2機設置されておりまして、交互運転するのが本来の形なんですけれども、今は1機のみでの運転になっておりまして、これがとまってしまうと汚水が処理場に送れないということになりますので、早急にこれは行いたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

今のところ1機でようやくどうにか機能しているということで、2機でやれば効率がよくなるということで、交互に。はい、わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 平成27年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第49号 平成27年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第50号 平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第50号 平成27年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予

算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第25．議案第51号 座間味村家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 座間味村家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第51号 座間味村家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第26．議案第52号 座間味村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 座間味村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第52号 座間味村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第27．議案第53号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第53号 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第54号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第54号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第55号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第55号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第56号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第56号 座間味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第31. 報告第2号 平成26年度健全化判断比率の報告から、報告第5号 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況についてまでを一括報告とします。

本案について、村長の報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

報告第2号

平成26年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、平成26年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	15.0	89.5
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

報告第3号

平成26年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成26年度資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
航路事業特別会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

報告第4号

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（株式会社二一・ごまみ）の経営状況を次のとおり報告する。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

報告第5号

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（沖縄県町村土地開発公社）の経営状況を次のとおり報告する。

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

以上でございます。

○ 議長（宮里祐司）

これで村長の報告は終わりました。

日程第32. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者について、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 座間味村字阿嘉21番地

氏 名 垣花康雄

生年月日 昭和20年2月10日

平成27年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

(推薦理由)

現在、本村の社会福祉協議会会長として活躍中で、その他民生委員等も歴任されており、広く地域住民に密着し、今後の活躍が期待できる。また、村民からの人望も厚く、守秘義務も守れる。

これが、推薦する理由である。

以上、よろしく願いいたします。

○ 議長(宮里祐司)

以上で提出議案の説明を終わります

これから質疑を行います。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

これは全協でも少しお聞きしましたが、推薦理由に書いてあるように社協の会長も担っているということで、役職が会長という職務になっているんだけど、人権擁護委員として、それをちょっと調べてくれということをお願いしたけど、どうということになりますか。

○ 議長(宮里祐司)

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平壮一郎)

この件につきましては、私どもも法務局に確認いたしました。特段問題ないということで回答を得ております。ただし、やはりなれない方もいてですね、逮捕されている方ですね、その猶予が終わっていないという方は推薦ができないということになっておりました。以上です。

○ 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

じゃあ、この件に関しては何も問題ないということで理解してよろしいわけですね。はい、わかりました。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については推薦することに決定しました。

日程第33. 発議第6号 「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」採択の陳情についてを議題とします。

発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第6号は、提案理由を省略することに決定しました。

発議第6号

平成27年9月17日

座間味村議会

議長 宮里 祐司 殿

提出者 座間味村議会議員

宮 平 清 志

賛成者 宮 平 謙 治

「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書

貴職におかれましては国民の福祉の増進に日夜奮闘されていることに敬意を表します。

消費税の増税や円安による物価上昇で、庶民の暮らしは苦しくなるばかりです。法人税減税など大企業優遇の一方で、社会保障は改悪がつづき、貧困と格差はますます広がっています。

とりわけ年金では、マクロ経済スライドという仕組みを使って今後30年間も引き下げようとしています。高齢者の生活実態からするととても容認することはできません。これでは老後の暮らしは成り立ちません。若者の年金離れや未納の拡大も懸念されます。

いま必要なことは、安定した雇用を保障し、社会保障を充実させることです。若者も高齢者もだれもが安心できる年金の実現が強く求められています。

必要な財源は、所得の低い人ほど負担の重い消費税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求め、ムダな大型公共事業や軍事費を減らして確保してください。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るために、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

要請事項

1. 年金を毎年下げ続けるマクロ経済スライドを直ちに廃止してください。
2. 安心の老後を保障するため、全額国庫負担の最低保障年金制度を早急に実現してください。
3. 年金の支給開始年齢引き上げ、年金保険料の納付義務期間延長など、さらなる年金改悪はやめてください。
4. 社会保障財源は、消費税ではなく、大企業や富裕層に適切な負担を求め、ムダな公共事業や軍事費を減らすことで確保してください。

平成27年9月17日

沖縄県座間味村議会
議長 宮里祐司

あて先

内閣総理大臣 安倍晋三 様
厚生労働大臣 塩崎恭久 様

これから、発議第6号 「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第6号 「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書」については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長(宮里祐司)

再開します。

日程第34. 発議第7号 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則から、発議第8号 座間味村議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

発議第7号

平成27年9月17日

座間味村議会

議 長 宮 里 祐 司 殿

提出者 座間味村議会議員
宮 平 喜 文
賛成者 垣 花 太 郎

座間味村議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものである。

座間味村議会会議規則の一部を改正する規則

座間味村議会会議規則（平成20年11月10日規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表はごらんになってください。

発議第8号

平成27年9月17日

座間味村議会

議 長 宮 里 祐 司 殿

提出者 座間味村議会議員
宮 平 喜 文
賛成者 垣 花 太 郎

座間味村議会傍聴規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、杖については削除するものである。

座間味村議会傍聴規則の一部を改正する規則

座間味村議会傍聴規則（昭和62年6月9日規則第2号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項第1号中「、つえ」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正前と改正後の対照表はごらんになってください。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

これで提出議案の説明を終わります。

これから発議第7号 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則及び発議第8号 座間味村議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第7号 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則及び、発議第8号 座間味村議会傍聴規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

日程第35. 発議第9号 県産品の優先使用に関する決議についてを議題とします。

発議第9号

平成27年9月17日

座間味村議会

議 長 宮 里 祐 司 殿

提出者 座間味村議会議員
中 村 秀 克
賛成者 中 村 勇

県産品の優先使用に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

県産品の優先使用に関する決議

県産品奨励運動は、県産品の需要拡大を図ることで、県内企業の育成強化と雇用拡大を促進し、もって県経済の活性化を推進することを目的として業界、行政及び消費者団体などが一体で進めている活動であります。

沖縄県が自立型経済の構築に向けて策定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画」では、「ものづくり産業の振興」「県産品の販路拡大と地域ブランドの形成」といった地場産業振興に向けた事業を強く押し進めることになっています。

地場産業発展の一番の近道が「県産品の愛用です」。県産品愛用は地域経済の活性化と地域の雇用に大きく寄与しており、計画の実現に向けて今まで以上に全県民一体となって取り組む必要があります。

つきましては、われわれ業界も生産技術及び品質の向上に向けて、懸命に努力をしておりますので、「2015年県産品奨励月間」の趣旨をご理解いただき、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

本村においても、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用について、意識の高揚を図るとともに、啓蒙啓発に努めるよう決議する。

平成27年9月17日

沖縄県座間味村議会

発議第9号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第9号は、提案理由を省略することに決定しました。

これから、発議第9号 県産品の優先使用に関する決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第9号 県産品の優先使用に関する決議については、原案のとおり可決されました。

日程第36. 議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣の件について

平成27年9月17日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1 沖縄県町村議会議長会

- 月 日 平成27年10月21日～22日 (町村議会議長会定例総会)
場 所 伊是名村 (議長・事務局長)
月 日 平成27年10月28日 (沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会)
場 所 糸満市 (村議会議員・事務局職員)
月 日 平成27年11月11日 (第59回町村議会議長全国大会)
場 所 東京 (議長・事務局長)

2 南部離島町村長議長連絡協議会

- 月 日 平成27年10月8日～9日 (南部離島町村長議長管内行政視察研修)
場・所 渡名喜村 (議長)

3 沖縄県離島振興市町村議会議長会

- 月 日 平成27年11月10日 (第34回離島振興市町村議会全国大会)
場 所 東京 (議長・事務局長)

4 南部地区市町村議会議長会

- 月 日 10月7日 (南部地区市町村議会議長会定例総会)
場 所 南城市 (議長)
月 日 11月12日 (南部地区市町村議会議長会行政視察)
場 所 福島県 (議長・事務局長)

座間味村議会

お諮りします。議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

これで本定例会の会議に付された案件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これをもって平成27年第3回座間味村議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後5時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 宮 平 讓 治